

## 令和3年度 第5回南風原町男女共同参画推進会議

いつ／令和4年1月17日（月） 午前10時～

場所／南風原町役場 3階 庁議室

### 【 次 第 】

#### 1. 開会

#### 2. 議事

1. 南風原町男女共同参画推進条例（案）の答申について
2. 第三次南風原町男女共同参画計画（素案）について

#### 3. その他

町長への答申＜南風原町男女共同参画推進条例（案）＞

#### 4. 閉会

#### ■事前配付資料■

【資料1】第三次南風原町男女共同参画計画（素案）

【資料2】第三次南風原町男女共同参画計画の施策体系の比較表

【資料3】南風原町男女共同参画推進条例（案）

【資料4】南風原町男女共同参画推進条例（案）【逐条解説】

# 第三次南風原町男女共同参画計画

(素案)



# — 目 次 —

## 序. 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の性格	5
4. 計画の位置づけ	5
(1) 国・県計画等との位置づけ	5
(2) 南風原町の他計画との位置づけ	5
5. 計画の期間	6
6. 関連する国の法律・計画等について	7
(1) 第5次男女共同参画推進基本計画	7
(2) 女性活躍推進法とDV防止法に基づく施策について	8
(3) SDGsと「5. ジェンダー平等の実現」とは	8

## I. 総論

1. 計画の理念とキャッチフレーズ	9
2. 計画の愛称	9
3. 基本方針	10
4. 施策体系	11
5. 南風原町の取り組み一覧	12

## II. 具体的な取り組み

方針1. 男女共同参画への意識づくり	15
(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	15
(2) 多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	17
方針2. 女性の活躍のための方策の推進	20
(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大	20
(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実	21
(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	23
方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	26
(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	26
(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援	28

(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備	30
(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援	32
方針 4. 家庭生活と職場における男女共同参画の推進	34
(1) ワーク・ライフ・バランスと家庭生活における男女共同参画の推進	34
(2) 職場における男女平等の実現	36

### III. 推進体制

1. 町民との連携	39
2. 男女共同参画推進会議との連携	39
3. 庁内推進体制の充実・強化	39
4. 関係機関等との連携強化	40

### 参考資料編

# 1 序. 計画策定にあたって

## 2 1. 計画策定の趣旨

3 南風原町では、平成 14 年<2002 年>3 月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」  
4 を策定して以降、平成 24 年<2012 年>3 月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんブ  
5 ラン～」、平成 30 年<2018 年>4 月にはその改訂版を策定し、本町の男女共同参画行政の施策を  
6 推進してきました。

7 男女共同参画行政は、過去には女性の権利の獲得・地位向上の視点で取り組まれ、その後「男  
8 女がともに」参画する社会づくりという視点で、女性も男性も一緒になって様々な活動をして  
9 いく男女平等を重視するようになりました。そして今、男女という視点から、性的マイノリテ  
10 ィなども含めた「多様な性」という視点で、男女共同参画を考えていく時代となっています。  
11 さらに、性別、年齢、国籍、障害の有無などといった属性を超えて、互いが認めあい、誰も  
12 が共に生きる多様性(ダイバーシティ)社会の実現へと進んでいます。

13 また、社会の動向においては、SDG s による持続可能な開発目標の達成を目指しての取り  
14 組みが求められており、その目標に含まれている「ジェンダー平等の実現」が掲げられている  
15 ほか、SDG s の原則である「誰一人取り残さない社会づくり」という視点での施策展開も重  
16 要となっています。

17 本町では、「南風原町男女共同参画推進条例」の制定に向けて取り組んでおり、町と町民等が  
18 責務を果たしながら男女共同参画社会の実現を目指していることから、すべての人が人権を尊  
19 重され、認めあいと支え合いの中で個性を活かしながら活躍していける、生きがいのある地域  
20 づくりを進めるために、本計画を策定します。

21

### 【ジェンダー平等・男女共同参画社会とは】

生まれる前に決定される生物学的な性の違い(セックス：生物学的・生理学的な性差)に対し  
て、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差概念を「ジェ  
ンダー」(社会的・文化的に形成された性別)と言います。日常生活の中で期待される「男だか  
ら、女だから」といった意識や、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェ  
ンダーの一部です。ジェンダーによって固定的な性役割や性差別が生じると、片方の性にとっ  
ては生きにくい社会を形成します。ジェンダーに捉われず生きやすい社会にするためには、ジ  
ェンダーによる男女差別の存在に気付き、それらを平等にしていかなければなりません。

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第 2 条において、「男女が、社会の対等な構  
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、  
もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に  
責任を担うべき社会」と位置付けられています。

22

23

## 1 2. 計画策定の背景

### 2 【国連の動き】

3 男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、昭和 20 年<1945 年>に  
4 国連憲章の前文に男女平等を謳い、昭和 21 年<1946 年>には「婦人の地位委員会」を設置し  
5 て、男女平等の実現に向けた取り組みが進められました。また、国連は、昭和 50 年<1975 年  
6 >に「国際婦人の 10 年」を宣言し、以後 10 年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性  
7 の地位向上のための行動を進めてきました。

8 昭和 54 年<1979 年>には、国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関す  
9 る条約(略称：女子差別撤廃条約)」が採択され、女性に対する差別を定義し、締結国に対し、  
10 政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置  
11 をとることを求めています。

12 昭和 60 年<1985 年>にはナイロビでの「第 3 回世界婦人会議」が開催され、平成 7 年<1995  
13 年>には北京での「第 4 回世界女性会議」が開催されています。これらの取組により、国や人  
14 種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

15 平成 12 年<2000 年>には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、  
16 「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政  
17 治宣言及び成果文書」が採択されています。

18 平成 23 年<2011 年>には、女性と女兒の権利を促進するため国連の女性に関する 4 つの機  
19 関(国連女性開発基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー問題に関する事務総長  
20 特別顧問室(OSAGI)、国際婦人調査訓練研修所(UN-INSTRAW))を統合した国連機関「UN Women」  
21 が発足しました。平成 27 年<2015 年>には、日本事務局も開設されています。

22 平成 24 年<2012 年>には、第 56 回国連婦人の地位委員会が開催され、「自然災害における  
23 ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されています。

24 平成 27 年<2015 年>には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、  
25 令和 12 年<2030 年>までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標が設定されました。目  
26 標は 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no  
27 one behind)」ことを誓っています。

28 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文では、「すべての人々の人権を実現し、  
29 ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを目指す」が謳われ、SDGs で  
30 は目標の 5 番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。

31 令和 2 年<2020 年>4 月には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、国連事  
32 務総長より「女性及び女兒を COVID-19(新型コロナウイルス感染症)への対応の中心に」とい  
33 うメッセージが出され、新型コロナウイルス感染症拡大の中では、女性や女兒が社会的・経  
34 済的に大きな影響を受け、女性の権利や機会を失っていくことや、女性に対する暴力の被害  
35 も増えていることをあげ、女性及び女兒を新型コロナウイルス対策の対応の中心に据えるよ  
36 う強く要請しています。

37 令和 3 年<2021 年>の世界経済フォーラムでは、ジェンダーギャップ指数(「経済」「政治」  
38 「教育」「健康」の 4 つの分野のデータから作成される、各国の男女格差を測る指数)が世界  
39 156 か国中 120 位であり、前回(令和 2 年<2020 年>)と比べて、スコア、順位ともにほぼ横ば  
40 いとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より

1 低い結果となりました。

### 3 【日本の動き】

4 我が国においては、世界的な流れを受け、昭和 52 年<1977 年>に女性に関する施策を総合  
5 的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（昭  
6 和 62 年<1987 年>）、「男女共同参画 2000 年プラン」（平成 8 年<1996 年>）等が策定されまし  
7 た。さらに、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成 12 年<2000 年  
8 >）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成 12 年<2000 年>）等が示される  
9 とともに、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、平成 12 年<2000 年>には「男  
10 女共同参画基本計画（第 1 次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を  
11 推進してきました。

12 また、この間、法制度的にも、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条  
13 約」の批准により大きく前進し、平成 11 年<1999 年>には「男女共同参画社会基本法」、平成  
14 13 年<2001 年>には「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」が施行されました。

15 平成 17 年<2005 年>12 月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変  
16 化を考慮の上、「男女共同参画基本計画」を改訂（第 2 次基本計画）し、総合的かつ長期的に講  
17 ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しています。

18 平成 22 年<2010 年>12 月には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速される  
19 よう、実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画基本計画」の更なる改訂（第 3  
20 次基本計画）を行っています。

21 平成 27 年<2015 年>には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推  
22 進法）」、平成 30 年<2018 年>には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等  
23 が成立され、指導的立場における女性の参画及び社会における女性の活躍について推進が強  
24 化されました。

25 令和 2 年<2020 年>には、DV 防止法や女性活躍推進法によるあらゆる暴力の根絶と女性の  
26 活躍について、一層の強化が図られるよう社会情勢等を踏まえて適宜改正が行われています。

27 また同年 12 月、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、「すべての女性が輝く令和の社  
28 会へ」を掲げ、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重視した目標設定等を行ってい  
29 ます。



## 1 【沖縄県の動き】

2 沖縄県においては、昭和 59 年<1984 年>に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策  
3 定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」（平成 4 年<1992 年>）、「男女  
4 共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画(改定)」（平成 9 年<1997 年>）、「沖縄県男女共同参  
5 画計画～DE I G Oプラン～」(平成 14 年<2002 年>)と見直しを図りながら、長期計画のも  
6 とで、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。また、平成 15 年<2003 年>には、「沖縄  
7 県男女共同参画推進条例」の制定をしています。加えて、平成 19 年<2007 年>には、先の条  
8 例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画(後期)」を策定し、平成 24 年<2012 年>に  
9 は、同計画の後継計画として「第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」、平成  
10 29 年<2017 年>には平成 29 年度<2017 年度>から令和 3 年度<2021 年度>を計画期間とする「第  
11 5 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に  
12 向けた取り組みを推進してきました。

13 令和 3 年度<2021 年度>には、令和 4 年度<2022 年度>から令和 8 年度<2026 年度>を計画期  
14 間とする「第 6 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」を策定し、これまでの取  
15 り組みを継承しながら、ジェンダー平等、性の多様性の尊重といった近年の社会情勢を踏ま  
16 えた取り組みを掲げています。

## 17 【南風原町の動き】

18 本町においては、平成 12 年<2000 年>1 月に「南風原町男女共生社会をつくる懇話会」を  
19 立ち上げ、共生社会づくりの学習会や各種団体との意見交換等の活動実施を行うとともに、  
20 懇話会からの提言を受け、平成 14 年<2002 年>3 月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅ  
21 んプラン～」を策定しました。

22 平成 21 年<2009 年>3 月には、「南風原町男女共同参画推進会議設置条例」を制定し、同条  
23 例に基づき、男女共同参画社会の実現に関する施策の企画及びその推進に資するため、「南風  
24 原町男女共同参画推進会議」を設置しています。

25 平成 24 年<2012 年>3 月には「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を  
26 策定し、男女が共に支えあう地域社会の実現を目指し、取り組みを進めました。

27 平成 30 年<2018 年>4 月には「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」の  
28 中間見直しを行い、性の多様性に関するジェンダー教育や各種ハラスメント防止、子どもの  
29 孤立(貧困)防止についての項目を追記しました。

30 この間、学校教育においては、男女混合名簿の導入を、小学校では平成 28 年度<2016 年度  
31 >から、中学校では令和 2 年度<2020 年度>から実施しています。

32 さらに、令和 3 年<2021 年>4 月からは町内全中学校において男女の制服選択制を導入し、  
33 学校教育におけるジェンダー平等を推進しています。また、「南風原町男女共同参画推進条例」  
34 を制定しています。

1 **3. 計画の性格**

2 本計画は、本町における「男女共同参画社会の実現」を目指し、取り組みの方向性や具体的  
3 施策を掲げるものです。また、推進に当たっては、行政内の多くの分野との連携・共通認識が  
4 不可欠であるほか、町と町民、事業者、教育関係者、地域等との協働により推進するものです。

5  
6  
7 **4. 計画の位置づけ**

8 **(1) 国・県計画等との位置づけ**

9 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」に掲げる第9条及び第14条第3項に基づく市  
10 町村計画として位置付けられるとともに、「第5次男女共同参画基本計画」、沖縄県の「第6  
11 次男女共同参画計画-DEIGOプラン」と整合性を図りながら策定しています。

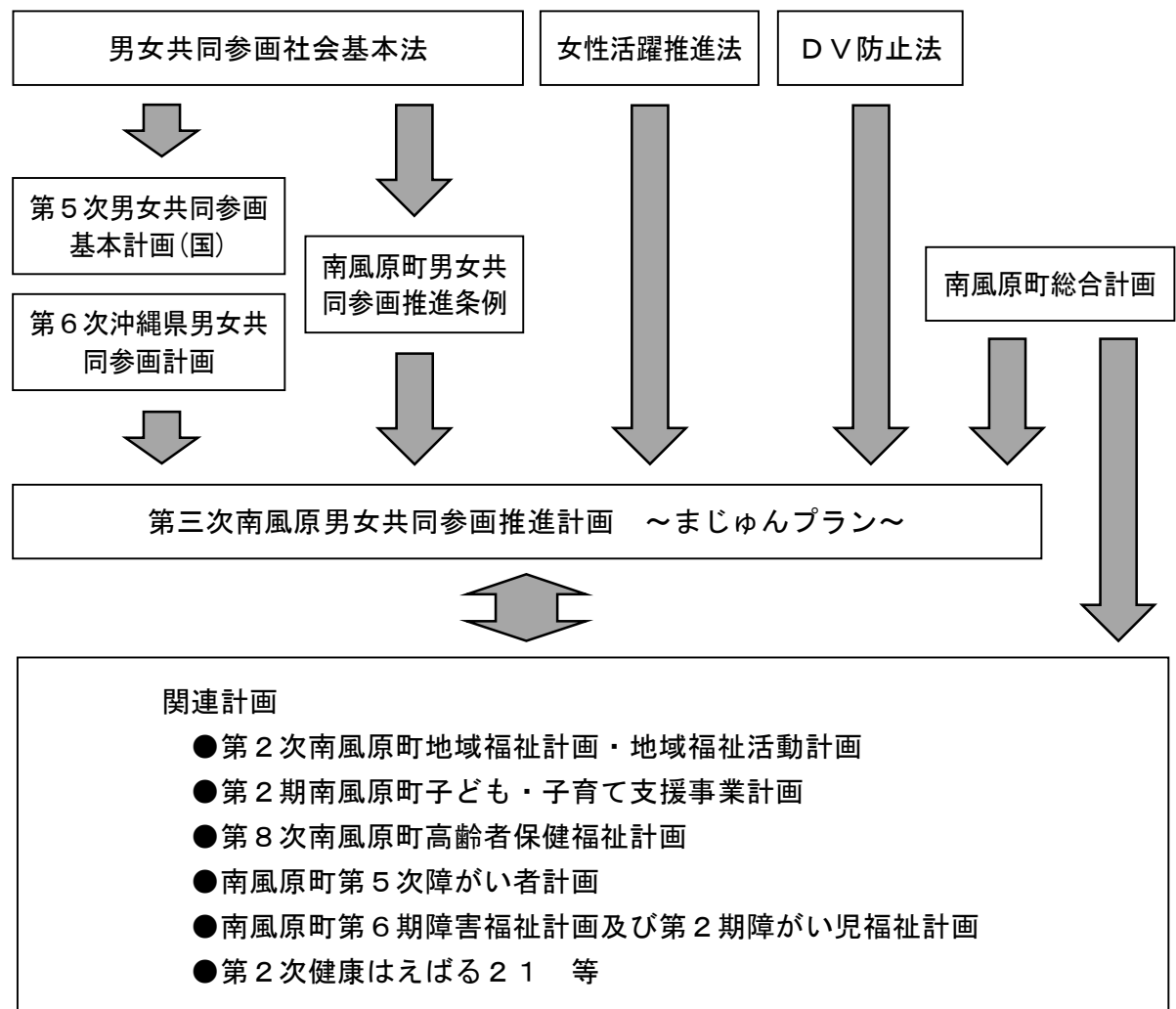
12 さらに、本計画は、国の「女性活躍推進法」及び「配偶者暴力防止法(DV防止法)」に基  
13 づく市町村計画として、一体的に策定しています。

14  
15 **(2) 南風原町その他計画との位置づけ**

16 本町で令和3年度<2021年度>に制定された「南風原町男女共同参画推進条例」第13条に  
17 基づき、本計画を策定しています。本町その他計画においては、町の最上位計画である総合計  
18 画を踏まえながら、男女共同参画の視点で本町の各種関連計画と整合性を図り、具体的施策  
19 を掲げています。

20

1 ■計画の位置づけ



27 5. 計画の期間

28 本計画は、令和4年度<2022年度>を初年度とし、令和13年度<2031年度>を目標年度とする  
 29 10年計画として策定します。なお、実施状況の把握と評価を毎年度行うとともに、社会状況の  
 30 変化等により、必要に応じて中間年度(令和7年度<2025年度>~令和9年度<2027年度>)での  
 31 見直しを行います。

32 ○計画の期間

令和4年度 <2022年度>	令和5年度 <2023年度>	令和6年度 <2024年度>	令和7年度 <2025年度>	令和8年度 <2026年度>	令和9年度 <2027年度>	令和10年度 <2028年度>	令和11年度 <2029年度>	令和12年度 <2030年度>	令和13年度 <2031年度>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">中間見直し</div>						<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">次期計画 策定</div>			

1 6. 関連する国の法律・計画等について

2 (1) 第5次男女共同参画推進基本計画

3 国では、令和2年<2020年>12月、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、「すべての女  
4 性が輝く令和の社会へ」を掲げ、3つの政策領域と11の個別分野及び推進体制について、そ  
5 れぞれ令和12年度<2030年度>末までの「基本認識」並びに令和7年度<2025年度>末までを  
6 見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の  
7 実施により達成を目指す「成果目標51」を設定しています。計画では特に「政策・方針決定  
8 過程への女性の参画拡大」を重視しており、「2020年の可能な限り早期に指導的地位に占め  
9 る女性の割合を30%程度へあげること」、「2030年には、指導的地位にある性別に偏りが  
10 ないような社会を目指すこと」を目標とし、政策方針決定過程への女性の参画拡大を図って  
11 います。

12 本計画は、第5次男女共同参画基本計画を踏まえながら策定しています。

13

【国の「第5次男女共同参画基本計画」】

● 3つの政策領域と推進体制の整備・強化

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- IV 推進体制の整備・強化

14

● 11の個別分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和
- 第3分野 地域
- 第4分野 科学技術・学術
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興等
- 第9分野 各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- IV 推進体制の強化

15

16

17

## 1 (2) 女性活躍推進法とDV防止法に基づく施策について

2 女性活躍推進法では、第6条第2項において、「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町  
3 村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町  
4 村推進計画)を定めるよう努めるものとする。」とされています。

5 また、DV防止法第2条第3項において、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基  
6 本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための  
7 施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

8 本計画においては、上記の2つの市町村計画に係る施策を盛り込み、包含するかたちで策  
9 定しています。

## 10 (3) SDGsと「5. ジェンダー平等の実現」とは

13 SDGsとは、持続可能な開発目標の頭文字「SDGs: Sustainable Development Goals」を取  
14 ったものであり、平成27年<2015年>9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持  
15 続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年<2030年>までに持続可能で  
16 よりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の  
17 「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

18 SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、  
19 日本としても積極的に取り組んでいます。

20 17のゴールのうち、5番目の目標に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

### 22 ■ SDGsの目標の5番目、「ジェンダー平等を実現しよう」で掲げるターゲット

- 23 1. すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。
2. すべての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。
3. 女性や女の子を傷つけるならわしをなくす。
4. 家事や子育てはお金が支払われないが大切な「仕事」であることを認める(家庭内の役割分担などを通じて認め合う)。
5. 女性も男性と同じように政治や経済や社会の中でリーダーになれる、できるようにする。
6. 誰もが性に関することや子どもを産むことに関する健康と権利が守られるようにする。

1 I. 総論

2 1. 計画の理念とキャッチフレーズ

3 【計画の理念】

4 憲法の保障している基本的人権の尊重及び多様性社会の中で、男女共同参画の実現をめざ  
5 します。

6  
7 【キャッチフレーズ】

8  
9 すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、  
10 こがねは え さ と  
11 黄金南風の平和郷  
12

13  
14  
15 2. 計画の愛称

16 男女があらゆる分野で共に参画できる社会をめざし、本計画の愛称を「まじゅんプラン」と  
17 します。

18 「まじゅん」とは、うちな一ぐちで“一緒”を意味しており、本計画を広く町民に普及する  
19 のにふさわしい愛称として採用しています。

### 1 3. 基本方針

#### 2 方針1. 男女共同参画への意識づくり

3 男女共同参画に関する情報発信を一層強化するとともに、学校教育等における男女共同参  
4 画の教育・学習機会を充実し、子どもから大人まで、全てのライフステージにおける男女共  
5 同参画意識の醸成、多様性を尊重する人権意識の形成、固定的役割分担意識の変革を図り、  
6 すべての人が平等に、共に生きる地域づくりを進めます。

7

8

#### 9 方針2. 女性の活躍のための方策の推進

10 女性自らが行動し、積極的な社会参画を図るとともに、その力を十分に発揮し、社会で指  
11 導的地位で活躍していけるように、政策・意思決定過程への女性参画や管理職への登用、女  
12 性のエンパワーメント支援、地域活動における男女共同参画を推進し、社会における女性の  
13 活躍できる地域づくりを進めます。

14

15

#### 16 方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

17 すべての人が地域社会の中で心豊かな生活を送れるように、多様な属性が暮らす町の中で  
18 の人権尊重、あらゆる暴力の根絶、生涯にわたる健康づくり支援、高齢者、障がい者など、  
19 生活上の困難を抱える人も安心して暮らしていくことのできる、誰一人取り残さない地域づ  
20 くりを進めます。

21

22

#### 23 方針4. 家庭生活と職場における男女共同参画の推進

24 家庭生活や職場における男女共同参画を進めるために、女性の社会への参画とともに、男  
25 性の家事・育児への参画、職場の理解・環境改善を図るよう努め、ワーク・ライフ・バラ  
26 ンスの実現できる地域づくりを進めます。

27

28

1 4. 施策体系

2  
3 すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、  
4 こがねは え さ と  
5 黄金南風の平和郷  
6

7  
8  
9 方針1. 男女共同参画への意識づくり

- 10 (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進  
11 (2) 多様性を尊重するための教育・学習機会の充実  
12

13  
14 方針2. 女性の活躍のための方策の推進

- 15 (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大  
16 (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実  
17 (3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進  
18

19  
20 方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

- 21 (1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶  
22 (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援  
23 (3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備  
24 (4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援  
25

26  
27 方針4. 家庭生活と職場における男女共同参画の推進

- 28 (1) ワーク・ライフ・バランスと家庭生活における男女共同参画の推進  
29 (2) 職場における男女平等の実現  
30



1 5. 南風原町の取り組み一覧

	施策	行動計画	関連施策 DV防止法 推進 女性活躍推進	担当課
方針1 男女共同参画への意識づくり	(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進			
	①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	継続		企画財政課
	②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	継続		企画財政課
	③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知	継続		企画財政課
	④SDGsを踏まえたジェンダー等多様性の啓発・理解	R4～		企画財政課
	⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発行	R4～		企画財政課
	⑥男女共同参画「Q&A」の町ホームページへの掲載	R4～		企画財政課
	(2) 多様性を尊重するための教育・学習機会の充実			
	①幼児期におけるジェンダー教育の推進	継続		こども課、学校教育課
	②児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	継続		学校教育課
	③主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	継続		学校教育課
	④保育者や教職員に対する男女共同参画に関する研修の充実	継続		こども課、学校教育課
	⑤学校教育での人権教育等の推進	継続		学校教育課
⑥性教育・思春期教育の推進	継続		学校教育課	
方針2 女性の活躍のための方策の推進	(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大			
	①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	継続	○	全課
	②役場女性職員の管理職等への登用促進	継続	○	企画財政課、総務課
	③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	継続	○	産業振興課、総務課
	(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実			
	①女性リーダーの育成	継続	○	企画財政課、生涯学習文化課
	②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援	継続	○	企画財政課
	③女性のための職業能力開発講座等の周知・広報	継続	○	企画財政課、生涯学習文化課
	④女性起業家への支援	継続	○	産業振興課
	⑤SDGsを活用した女性のエンパワーメントの推進	R4～		企画財政課
	(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進			
	①町民の自治会活動等への参加促進	継続		総務課、企画財政課、住民環境課、保健福祉課、教育総務課、生涯学習文化課
	②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	継続		企画財政課
③伝統芸能等における男女共同参画への理解促進	R4～		生涯学習文化課	
④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	継続	○	総務課	
⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	継続		企画財政課	

施策		行動計画	DV防止法 関連施策	女性活躍 推進法 関連施策	担当課
方針3 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶				
	①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実	継続	○		企画財政課、こども課、保健福祉課、学校教育課
	②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	継続	○		企画財政課、こども課、学校教育課
	③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	R4～	○		こども課、学校教育課
	④要保護児童等対策地域協議会の充実	継続			企画財政課、こども課、保健福祉課、学校教育課
	⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	継続	○		企画財政課、こども課
	⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	継続	○		住民環境課
	(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援				
	①住民健診・がん検診の充実	継続			国保年金課
	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	継続			国保年金課
	③妊娠期からの切れ目のない支援の推進	R4～			こども課、国保年金課
	(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備				
	①高齢者が安心して暮らせる環境の充実	R4～			保健福祉課、産業振興課
	②障がい者が安心して暮らせる環境の充実	R4～			保健福祉課
	(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援				
	①生活困窮世帯への自立支援	R4～			こども課
	②ひとり親家庭への支援・自立の促進	継続			こども課
	③子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援の充実	継続			こども課
	④若年妊婦に対する支援の充実	R4～			国保年金課
	⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報	継続			産業振興課
	方針4 家庭生活と職場における男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスと家庭生活における男女共同参画の推進			
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し		継続		○	企画財政課
②子育て支援の充実		継続		○	こども課
③介護サービス等の充実		継続		○	保健福祉課
④男性に向けた各種研修会、講座等の開催		継続		○	生涯学習文化課
⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進		継続		○	国保年金課
⑥「家庭の日」の普及・啓発		継続			生涯学習文化課、学校教育課
⑦家庭学級の推進		継続			生涯学習文化課
(2) 職場における男女平等の実現					
①男女の均等な雇用機会等の確保		継続		○	総務課、企画財政課、産業振興課
②各種ハラスメント対策の周知		継続	○	○	総務課、産業振興課
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮		継続		○	総務課、産業振興課
④育児・介護を支える職場環境の整備		継続		○	総務課、産業振興課
⑤就労環境改善の啓発		継続		○	産業振興課
⑥女性の再就職支援に向けた情報提供		継続		○	企画財政課、産業振興課
⑦厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録	R4～			産業振興課	
⑧働く男女の健康管理対策の実施	継続			総務課、産業振興課	
⑨家族従業者への支援	継続		○	産業振興課	

## 1 II. 具体的な取り組み

2 具体的な取り組みは、以下の様に構成しています。

3

### 【現状と課題】

これまでの本町の取り組みや町民意識調査結果~~等~~より、現状と課題を取りまとめました。

### 【基本的な考え方】

施策展開に当たっての基本的な考え方を位置付けました。

### 【具体施策】

具体的な施策と取り組み内容、担当課等を位置付けました。

### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

施策を推進するために、家庭・地域・職場に期待する役割を位置付けました。

### 【目指す将来像】

各項目における取組を推進した結果、実現が望まれる町の将来像を示しています。

4

5

6

# 1 方針 1. 男女共同参画への意識づくり

## 2 (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進

### 3 【現状と課題】

4 男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりや職場、学校、地域社会など様々な組織  
5 等が男女共同参画に関して知り、理解を深めるとともに、行動していくことで実現に近づいてい  
6 きます。このため、本町ではこれまで、『第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～』  
7 及びその概要版の発信や、男女共同参画週間におけるパネル展の実施等を行い、町民が男女共同  
8 参画、社会での女性の活躍、DVの事例、女性相談や男性相談、ジェンダーなどについて考える  
9 機会を提供してきました。

10 しかし、令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、『まじゅんプラン』について「知  
11 らない(名称も内容もわからない)」という回答が59.9%となっており、「名称も内容も知ってい  
12 る」回答者は1.2%にとどまっています。この結果は、10年前の平成23年度<2011年度>に実施  
13 した町民意識調査とほぼ同じ結果であり、本計画が町民に十分認知されているとは言えません。  
14 また、町民の周知度では「ジェンダー」は59.3%、「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)」  
15 は50.8%と半数以上を占めており、男女共同参画に関連する用語で、テレビ等でも取り上げられ  
16 る機会のあるものは周知度が高い傾向が見られます。このような用語の周知や内容の理解を通し  
17 て、男女共同参画とは何か、町民が取り組む必要があることは何かを考える機会を設けるととも  
18 に、本町の取り組みや『まじゅんプラン』の周知も図り、町民とともに男女共同参画を推進する  
19 まちづくりを進める必要があります。

20 男女共同参画に関する情報を発信し、町民の周知度と理解を深めていくためには、より一層の  
21 広報・啓発が必要であり、他の広報媒体活用や町公式のLINEの活用など、新たな広報につい  
22 て検討する必要があります。

23

### 24 【基本的な考え方】

25 男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが男女共同参画を理解し、認めあい、行動す  
26 る意識変化が必要です。また職場、学校、地域社会などの組織においても男女共同参画の考え方  
27 を基本とした活動を行うことで、将来的には男女共同参画社会が「当たり前」のこととなってい  
28 きます。

29 多様な媒体、イベント、新たな広報手段の検討と実行を行い、またSDGsの目標5番目が「ジ  
30 ェンダー平等の実現」であることを併せて町民に広め、一人ひとりにできることから始めていけ  
31 るように、事例紹介など関係する情報を広く発信し、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

32

33

1

## 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	ホームページやSNS等の様々な媒体を通じて、男女共同参画の重要性及び必要性について、広報・啓発を今後も継続して行います。また、子どもから大人まで分かりやすい情報の発信を行います。	企画財政課
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	第三次男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。また、講演会などを開催し計画の周知を図ります。	企画財政課
③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知	第三次男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。また、講演会などを開催し計画の周知を図ります。	企画財政課
④SDGsを踏まえたジェンダー等多様性の啓発・理解	SDGs(持続可能な開発目標)が目指す17の目標のうち、目標5にあたる「ジェンダー平等の実現」について周知・広報を行うほか、SDGsの目標達成に向けた取り組みの普及啓発と理解を図ります。	企画財政課
⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する情報、事例紹介等の新たな情報発信手法として、SNS等を活用した男女共同参画情報誌を発刊し、男女共同参画が町民によりわかりやすく、より身近に感じられ、より情報を入手しやすくなるように図ります。	企画財政課
⑥男女共同参画「Q&A」の町ホームページへの掲載	男女共同参画に関する基礎知識の普及を図るため、男女共同参画についての趣旨、必要性、事例などをQ&A形式でホームページに掲載し、町民によりわかりやすく男女共同参画について伝えていきます。	企画財政課

2

## 3 【家庭・地域・職場に期待する役割】

## 4 ○家庭では：

- 5 ・町から発信される男女共同参画についての情報に関心を持ち、目を通してみましょう。
- 6 ・男女共同参画に関する研修・講座や、意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。
- 7 ・ご家庭での男女共同参画の在り方に目を向け、まずは家庭生活からチェックしてみましょう。
- 8 ・男女共同参画の必要性を話し合ったり、お互いを思いやる気持ちを育みましょう。

## 9 ○地域では：

- 10 ・機会があるごとに男女共同参画について話し合きましょう。
- 11 ・自治会や地域活動の中での男女共同参画の在り方について、チェックしてみましょう。
- 12 ・町との連携のもと、各字公民館等での男女共同参画パネル展の実施を図り、地域での男女共同参画の意識醸成に努めましょう。

## 14 ○職場では：

- 15 ・町から発信される男女共同参画の情報に関心を持ち、男女共同参画を職場で取り入れる方法を考えてみましょう。
- 16 ・職場での男女共同参画の在り方に目を向け、職場の状況をチェックしてみましょう。
- 17 ・男女共同参画の重要性を理解し、男女共同参画パネル展への協力等を行うとともに、男女共同参画の学習会などに従業員の参加を促すなど、人材育成に努めましょう。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34

【目指す将来像】

「(1)男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進」で目指す将来像

- すべての人に男女共同参画の情報が広く共有され、家庭をはじめ様々な分野での理解が深まり、男女共同参画が実現しているまち

(2)多様性を尊重するための教育・学習機会の充実

【現状と課題】

日本では、昔からの慣習や社会の中で「女性だから・・・」、「男性だから・・・」という、女性、男性の固定的な役割意識があり、それを当たり前のように押し付けられたり、あるいは無意識に受け入れてしまっている場合が、世の中には今も多くあります。こうした固定的な役割分担意識は、幼い頃から日常生活の様々な場・機会を通して植え付けられていくものであり、男女共同参画社会の推進を妨げる一因となっています。

令和3年度<2021年度>に行った子ども意識調査では、親から「女の子らしく、男の子らしく」と言われた経験について、中学生男子は38.6%であるのに対し、中学生女子は65.2%を占めており、小学生や高校生より高い結果となっています。さらに、男女の性差意識について見ると、中高校生では、学校の係や当番で男子・女子の役割分担を感じている割合が50%程度を占めるほか、女子の方がいろいろな場面で甘やかされていると感じる割合が40%～50%程度あります。

町民意識調査結果においては、男女共同参画のために行政が推進すべきこととして、学校での男女共同参画教育を重視する声が80.7%を占めており、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成が望まれているところであります。

そうした中、本町の学校教育の場では、道徳や特別活動も含め、全ての学校教育活動を通して、人権教育を推進しています。また、ジェンダー平等を意識づけるため、保育園や幼稚園、学校では、男女とも「さん付け」で呼ぶことや、男女混合名簿を導入しているほか、中学校においては、令和3年度<2021年度>より、性別に関係なく制服を選べる「制服選択制」を導入しています。この取り組みを自治体として実施しているのは県内初であり、男女混合名簿、制服選択制など本町は学校教育の場において、すべての人の人権、多様性の尊重を意識して推進しています。町民意識調査でも、男女の地位の平等感については、家庭や職場、政治の場、慣習・しきたりでは男性が優遇されていると感じる割合が半数を超えていますが、「学校教育の場」では男女平等と感じる割合が52.1%で、最も平等感を感じているのは学校であることがわかります。

性の多様性に目を向けると、性の多様性を認めていきたいとする声は、町民意識調査では、72.5%、中学生で81.5%、高校生で71.1%となっており、男女別では女性の方でこの割合が高くなっています。学校においては、児童生徒や教職員を対象としたLGBTの理解や性の多様性を学ぶ講演会や学習会(道徳や特別活動など)を実施しており、性の多様性についての理解が深まるように努めています。今後も引き続き、ジェンダー教育やLGBTを含めた性の多様性に係る学習を推進する必要があります。

## 【基本的な考え方】

男女共同参画やジェンダー、性の多様性、人権などについて、子どもの頃から意識の醸成を図ることで、身につけ浸透していきます。子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期から、人権教育、DV、固定的な性別役割分担を意識しない教育やジェンダー平等、性に関する正しい知識を持つ機会などについて、子どもの発達段階に応じた取り組みを推進します。

また、子どもたちを指導する立場である保育士や教職員等も、男女共同参画意識を高め、保育や教育にあたるように図ります。

## 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
① 幼児期におけるジェンダー教育の推進	子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所や幼稚園で固定的な性別役割分担意識を植え付けない教育を推進します。	こども課 学校教育課
② 児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、固定的な性別役割分担意識を植え付けないジェンダー平等の学習機会や学校生活を推進します。 また、LGBT等、性の多様性について理解するための人権教育について、子どもの発達段階に応じた取り組みを推進します。	学校教育課
③ 主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	次世代を担う子どもたちが性別に捉われることなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進を図ります。	学校教育課
④ 保育、教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実	保育士や教職員等の関係者に対して、男女共同参画意識の更なる高揚を図るため、研修機会の充実を図ります。	こども課 学校教育課
⑤ 学校教育での人権教育等の推進	人権ガイドブックの活用をはじめ、道徳の時間や平和学習、総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、学校教育において多様性を認めあえる人権教育やDV等の教育を推進します。	学校教育課
⑥ 性教育・思春期教育の推進	男女がともに性に関する正しい知識を持ち、命の大切さや親になることの意義、人権尊重について理解と認識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を推進します。	学校教育課

## 【家庭・地域・職場に期待する役割】

### ○家庭では：

- ・男女を分け隔てなく育てるとともに、男女を問わず、子どもの頃から家事などを体験させましょう。
- ・子どもが、学校で学んだり体験したジェンダー平等や多様性社会に関する話題に対して、保護者は関心を持ち、一緒に考え、意見交換してみましょう。
- ・「男だから」「女だから」、「男でしょ」「女でしょ」といった区別は避けましょう。
- ・子どもの進路について、子ども自身に主体的に選ばせましょう。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9

○地域では：

- ・ジェンダー平等の観点から、地域行事での男女の役割分担などを見直しましょう。
- ・多様性社会、地域共生社会、ジェンダー平等、LGBTなどをテーマとした勉強会等学習機会を持ち、地域での理解を広げましょう。

○職場では：

- ・お茶くみ、掃除などで、性別役割分担が職場で行われていないか、確認・改善をしましょう。
- ・職場において、多様な性について理解し、受け入れて一緒に働く環境をつくりましょう

【目指す将来像】

「(2)多様性を尊重するための教育・学習機会の充実」で目指す将来像

- 子どもの頃から、人権や多様性を尊重する心を育み、誰もが互いを認めあって  
支え合いながら暮らしていけるまち

10  
11  
12



## 1 方針 2. 女性の活躍のための方策の推進

### 2 (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大

#### 3 【現状と課題】

4 国では、女性の活躍を推進する取り組みを行ってきましたが、「指導的地位に女性が占める割合」は令和2年<2020年>で10%にとどまっております。また、令和3年<2021年>の世界経済フォーラムでは、SDGsの目指す「目標5」である「ジェンダー平等の実現」において、世界156か国のうち、120位と低い状況にあります。

8 このような状況を受け、国では、令和2年<2020年>12月に策定した「男女共同参画基本計画」において、社会での女性の活躍を重視する計画を掲げています。

10 本町においては、多様な町民の視点や考え方をまちづくりに反映させていくためにも、あらゆる分野における政策等の立案及び意思決定において、男女が対等に参画することを目指して取り組みを行ってきました。

13 本町職員の女性管理職登用は30%であり、県平均の14%、全国平均の14.2%を上回り、県内では第1位と最も高くなっています。また、各種審議会等の女性登用の割合をみると、令和2年度<2020年度>では27.4%であり、10年前の平成23年<2011年>4月1日の32.8%を下回る状況にあります。県内でも17位と高くはなく、女性委員のいない審議会等もあります。審議会における女性の参画が課題となっています。

18 令和3年度<2021年度>の町民意識調査では、女性を取り巻く環境で変わってきていると感じることとして、「女性の管理職が増えた」という声が45.1%と半数近くを占めています。しかし、男性優位の社会の仕組みや制度が根強くあるために、女性の管理職が少ないという声が51.3%と半数を占めるほか、女性の能力発揮のチャンスが男性のように与えられていないという声も30.3%ありました。

23 こういった状況を踏まえ、男女にとらわれずに、幅広い人材の登用を行うことで、幅広い意見を取り入れ、新しい視点で政策や様々な取り組みを進めることができます。男性優位の社会構造を変えることや女性にもチャンスがあることなどといった声を踏まえ、すべての人が能力アップや力を発揮できるように取り組んでいくことが求められています。職場や地域、行政等あらゆる分野で女性の意識を高めていくとともに、女性の能力を十分に発揮できるような支援や環境づくりを行うなど、政策・意思決定過程への女性の参画により、女性が一層活躍する社会づくりを進める必要があります。

#### 31 【基本的な考え方】

32 管理職の女性登用を推進するとともに、女性の活躍について、職員への研修や女性職員の意識向上、リーダー育成に係る研修等を行うなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)を行います。

34 また、審議会・委員会委員の選任の際にも、募集の際に男女制限をせず募集するなど、男女を問わず幅広い人材の登用を図り、女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に積極的に取り組みます。さらに、民間事業所や各種団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。

1 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	審議会・委員会委員の選任について、募集の際に男女制限をせず募集するなど、男女を問わず幅広い人材の登用を図ります。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に向けて積極的に取り組みます。	全課
②役場女性職員の管理職等への登用促進	女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、能力のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)の働きかけを行います。また、このような女性職員をサポートするため、多くの職員の理解がある環境を整備します。	企画財政課 総務課
③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	民間事業所や商工会等関係団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。	産業振興課 総務課

2  
3 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

- 4 ○家庭では：
- 5 ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、自らの力を発揮できるように、各種審議会・委員会等、まちづくりの様々な場に積極的に参画しましょう。
  - 6
  - 7 ・地域の役職などに女性も積極的にチャレンジしましょう。
- 8 ○地域では：
- 9 ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、優れた人材を役職として登用するなど、男女共同参画による地域づくりに努めましょう。
  - 10
- 11 ○職場では：
- 12 ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、優れた人材を管理職として登用するなど、公平な職場環境創出に努めましょう。
  - 13
  - 14

15 **【目指す将来像】**

「(1)政策・意思決定過程への女性の参画拡大」で目指す将来像

- 管理職など、指導的立場で活躍する女性が増え、すべての人が自らの力を発揮するとともに、多様な町民の視点や考え方をまちづくり、民間事業所・団体の活動に反映させていく活力あるまち

16  
17 **(2)女性のエンパワーメントに対する支援の充実**

18 **【現状と課題】**

19 近年、共働き世帯が増加し、女性の社会進出が進んでいますが、指導的立場に占める女性の割合

合は世界と比べて低くとどまっています。女性が能力を十分に発揮するためには、本人の努力とともに、能力開発・人材育成などにより女性が力をつけていく支援の充実も必要となります。SDGsにおいては、目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(潜在能力を引き出し、発揮させること)を図ることを目標としています。

令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、首長や議員、管理職などへの女性の参画が少ない理由のうち、「女性自身に役職に対する関心やチャレンジ精神がない」という回答は18.5%で、10年前の調査時(28.5%)からやや下がっています。意思決定過程への参画などにおいて、女性の向上心は以前より高まってきていることがうかがえます。

本町では、女性の研修参加を促し、女性リーダーの育成、女性団体の交流会、女性のための職業能力開発講座開催など、女性のエンパワーメントと交流につながる取り組みを推進しています。

女性が社会の様々な分野で活躍し、責任ある役割を担っていくために、女性の能力向上のための支援及び、女性が力を発揮できる組織環境であることが必要です。

### 【基本的な考え方】

女性はその能力を十分発揮できるように、女性リーダーの育成及び女性のエンパワーメントや女性の能力開発につながる各種講座等の実施や情報提供等を行い、女性の意識向上と、責任ある役割を担い、やりがいを感じながら自分らしく生きていくための支援に努めます。

### 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①女性リーダーの育成	各団体や地域等で活動する女性リーダーの育成に向け、国内外の各種研修への派遣や女性リーダー研修の実施、女性のエンパワーメントにつながる生涯学習講座等の実施を図ります。	企画財政課 生涯学習文化課
②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援	女性団体等交流会を開催するとともに、女性団体の連携を図りながら町女性団体連絡協議会の立ち上げを支援します。	企画財政課
③女性のための職業能力開発講座等の周知・広報	関係機関等との連携のもと、女性の能力開発のための講座等の周知・広報を図ります。	企画財政課 生涯学習文化課
④女性起業家への支援	町商工会や金融機関等の関係機関と連携し、女性起業家育成のための講座の実施、情報提供や相談を行います。	産業振興課
⑤SDGsを活用した女性のエンパワーメントの推進	町内の女性団体等に対して、SDGsに関連する活動・セミナー・交流を推進することで、各団体間の連携を促進し、SDGsの活用による女性のエンパワーメントの推進を図ります。	企画財政課

### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

#### ○家庭では：

- ・女性のエンパワーメントに関心を持ち、関連する学習機会等に参加しましょう。
- ・男性も、女性のエンパワーメントに関心を持ち、社会参加する女性を支援しましょう。

#### ○地域では：

- ・自治会等においては、幅広い人材の活用とリーダーの育成に努めましょう。
- ・女性団体間の交流を充実していくとともに、女性のエンパワーメントに資する取り組みや情報交換などを行いましょ。

○職場では：

- ・資格取得や職業能力開発にチャレンジする意欲を高めるため、女性従業員の能力開発講座等への参加促進等を行いましょ。

【目指す将来像】

「(2)女性のエンパワーメントに対する支援の充実」で目指す将来像

- 女性の潜在能力を引き出し、発揮させることを支援し、女性があらゆる分野で活動し、社会や事業所の発展により多く関わっていくまち

(3)男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

【現状と課題】

沖縄には優れた文化がたくさんあり、本町においても綱引き、エイサー、などをはじめとする伝統と文化に恵まれた町です。祭りや伝統文化の中には、旗頭、獅子舞、綱引きなどでは、男性が担うものという風習があり、女性が参加できないなど、地域における「男性社会」の傾向が見られます。

令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたりなど」で男性優遇を感じるという割合が73.9%(平成23年(2011年)調査時64%)と非常に高く、また「地域活動・社会活動の場」では42.5%(平成23年(2011年)調査時37.6%)が男性優遇を感じています。この結果は10年前の調査時より上昇しており、地域社会における男女平等の推進が必要となっています。

本町においては、男女共同参画週間でのパネル展を開催し、社会制度や慣行(社会通念・慣習・しきたり)についての見直しとその意識づくりのための広報・啓発活動を行っています。また、女性が主体となった活動の強化を図るべく各女性団体が連携し、交流できる機会を確保してきました。防災分野においては、女性の視点を踏まえた避難所の在り方検討も必要であり、女性の意見を災害・防災対策に取り入れながら地域防災に取り組むことも大切です。

活力ある地域社会を築くためにも、社会通念・慣習での男性優位を見直すきっかけづくりをしていくとともに、すべての人が同じ立場で共に地域社会に参画し、協働で支え合っていける地域社会づくりが必要です。

【基本的な考え方】

地域活動を行う上で、誰もが地域参加でき、多様な考え方が地域づくりに活かされていくように図るとともに、地域における社会通念や慣行について、男女共同参画の視点でより望ましい方向へ見直しを行うなど、偏りがなくみんなの意見ややりたいことを自由に言い、自由に参加することで地域の活性化や活動強化につながっていくように図ります。

また、地域防災においても、男女共同参画の視点で多様な声を聞き、災害時の避難や被災後の生活等について考えていくように図ります。

#### 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①町民の自治会活動等への参加促進	男女がともに参加し、多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、各種広報や各種講座等を行い、自治会活動や環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。	総務課 企画財政課 住民環境課 保健福祉課 教育総務課 生涯学習文化課
②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)について、男女が社会の一員として対等な立場で意思決定をし、自らの責任を果たせるようにしていくなど、意識の啓発を図ります。	企画財政課
③伝統芸能等における男女共同参画への理解促進	伝統的な性別意識・習慣のある伝統文化・芸能について、男性のみに偏らず、希望する人が参加できるように促すなど、時代にあった伝統芸能の保存と継承について理解促進を図ります。	生涯学習文化課
④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	町の地域防災計画や災害時の避難や被災後の生活での様々な問題を解決するために、女性やその他多様な方々の視点を取り入れたり、防災会議の委員などに登用を図ります。	総務課
⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	地域や職域等で男女共同参画や、人権問題等に関する調査、研究などの取組みを行う団体の育成を支援し、連携体制の充実に努めます。	企画財政課

#### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

##### ○家庭では：

- ・男女を問わず、自治会活動等の地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・伝統芸能などで興味のあるものには、誰もが積極的に参加しましょう。

##### ○地域では：

- ・自治会活動や、防犯・防災など様々な地域活動への女性の参画を促しましょう。
- ・男女で分けられている役割・慣習が地域の中にないか検証し、皆で改善に向けて話し合うなど見直しを行いましょ。
- ・伝統芸能においては、これまでの男性偏重の慣行を見直し、性別で分け隔てることなく、誰もが参加できるようにしましょう。

#### 【目指す将来像】

「(3)男女共同参画の視点に立った地域活動の促進」で目指す将来像

- 地域に残るこれまでの慣行を見直しながら、すべての人が、参加したい行事や伝統芸能、防犯、防災、見守り活動などに自由に参加し、つながりを持って地域活動するまち

## 1 方針 3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

### 2 (1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

#### 3 【現状と課題】

4 男女共同参画社会の実現においては、人々の人権尊重の上に成り立つものであり、DV(ドメス  
5 ティック・バイオレンス)やセクシャル・ハラスメント、性犯罪などの暴力は、明らかに人権を侵  
6 害するものであります。また、DVは、子どもが暴力を目にすることで、子どもへの精神的虐待  
7 にもなるほか、DVのある家庭では子どもへの暴力も見られます。

8 令和3年度<2021年度>の町民意識調査では、DV被害者について、「身近に当事者がいる」や  
9 「家族や知人から相談されたことがある」という回答が5%程度あります。DVを見聞きした際  
10 には、被害者をかくまったり、相談機関を紹介したという声があるものの、「何もできなかった」  
11 という回答が27.4%あります。また、回答者本人がDVを受けた経験を見ると、「暴言を受けた」  
12 が21.3%、「身体に対する暴力を受けた」が13.0%であるほか、男性に比べて女性の方が高くな  
13 っています。暴力を受けた際の相談状況を見ると、どこにも相談しなかったという回答が44.1%  
14 を占めており、相談しなかった理由としては、「相談するほどではなかった」や「自分も悪いとこ  
15 ろがあった」をあげる声が高いが、中には「恥ずかしくて誰にも言えなかった」、「相談し  
16 ても無駄だと思った」、「自分が我慢すればやっていると」という回答がそれぞれ20%弱  
17 あります。DVについて悩み、つらい思いを抱え込まずに済むように、専門相談の窓口が周知さ  
18 れるとともに、どんなことでも気軽に相談できる場、プライバシーが守られる場、親身になって  
19 寄り添う場であり、相談者を“受け止める場”であることが必要です。

20 また、調査結果の中には、女性だけではなく、男性へのDVや専用相談窓口など、男性の視点  
21 での取り組みも必要であるという声が見られました。

22 本町では、男女共同参画週間において、身体的・精神的・性的暴力などDVについてのポスタ  
23 ー展示を行い、DV防止のための啓発・広報を行っているほか、町ホームページに相談窓口一覧  
24 を掲載し、DVや性的暴力の防止と被害者のための相談窓口についての情報提供を行っています。  
25 今後は、町公式のLINEへの掲載の仕方など、利用したい人がすぐに検索できるような方法も  
26 検討が必要です。

27 また、高齢者、障がい者、児童への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるため、町  
28 民への虐待に関する知識の普及啓発や関係機関との連携ネットワークを構築しています。児童虐  
29 待については、家庭でのDVが関係していることもあるため、こども課内にDVに関する相談窓  
30 口を設置しています。

31 学校においては、全児童生徒へ児童虐待の相談窓口等(電話189)のチラシを配布し、窓口の  
32 周知に努めています。要保護児童等対策地域協議会を設置し、関係機関との連携体制のもと、虐  
33 待の早期発見・対応に努めています。

#### 35 【基本的な考え方】

36 DVや、恋人間に起こるデートDVなどの予防、虐待も含めたあらゆる暴力の根絶を図るため  
37 に、身体的・精神的・性的暴力などについての情報、相談窓口の周知を行います。また、要保護  
38 児童等対策地域協議会を通じて、関係各課や関係機関との連携を強化し、DVや虐待の予防とケ  
39 ースに対する早期対応を図ります。

1 被害者保護やプライバシーの観点では、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につない  
 2 だり、被害者の住所を探索することを防止する措置を講じる等を行っていきます。

3  
 4 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実	配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。周知広報は、地域全体に対するもののほか、幼稚園、保育所、学校等といった、子どもに関連する関係機関へも行います。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	DVやあらゆる性的暴力の防止と被害者の保護を図るため、沖縄県女性相談所や南部配偶者暴力相談支援センター等、DVについての関係機関相談窓口の周知を行います。また、男性が抱えるDVや生き方等の悩みについては、(財)おきなわ女性財団が実施する「男性相談」の周知を図り対応します。なお、役場内においては、女性相談員の増員を図るなど、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。学校においても、児童虐待の相談先の周知を行います。	企画財政課 こども課 学校教育課
③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	保育士や教職員等、乳幼児や児童生徒等の関係者に対し、DVや虐待防止の研修機会等を設け、意識の向上を図ります。	こども課 学校教育課
④要保護児童等対策地域協議会の充実	DVや各種虐待の防止、被害者への適切な対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の強化を図るため、協議会の定期的な開催、各関係課や関係機関との連携を強化し、様々な事例に迅速対応を図ります。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	沖縄県女性相談所との連携・調整を行う間、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につなぎ、利用が必要な人への対応を行います。	企画財政課 こども課
⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	DV及び虐待加害者が住民票の写し等を不当に請求し、被害者の住所を探索することを防止するため、被害者からの申し出により支援措置を講じます。	住民環境課

5  
 6



1 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

2 ○家庭では：

- 3 ・DVや虐待に関する相談窓口を知り、必要な時には早めに相談しましょう。  
4 ・DV等、身の回りで起こっている人権侵害や暴力等に対しては、見逃すことなく通報するな  
5 ど、適切に対応しましょう。

6 ○地域では：

- 7 ・隣近所で子ども、障がい者、高齢者などの虐待が心配される時には、すぐ通報するなど、虐  
8 待の予防や早期発見を意識して行動しましょう。  
9 ・DVに悩んでいる人などがいた場合、相談に応じたり、相談窓口を紹介しましょう。また、  
10 DV被害者を発見した場合は警察などに通報しましょう。

11  
12 **【目指す将来像】**

「(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」で目指す将来像

- すべての人がDVや虐待を見逃さず、予防や早期発見が迅速に行われるとともに、相談から支援までの体制が構築されているまち
- あらゆる暴力が根絶され、すべての人が安心して暮らすまち

13  
14  
15 **(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援**

16 **【現状と課題】**

17 すべての人が安心して暮らすために、健康であることが一番の願いであり、生涯を通じた健康  
18 支援が求められています。特に、女性では、妊娠・出産とそれに伴う健康上の様々な問題に直面  
19 したり、婦人がん等の女性特有の病気もあります。平成6年<1994年>にカイロで開催された国際  
20 人口開発会議においては、性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)が提唱さ  
21 れ、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることが求められました。

22 また、SDGsにおいては、目標の3番目に「すべての人に健康と福祉を」が掲げられており、  
23 あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進するとされています。

24 本町では、母子保健事業、健診、特定健診、がん検診、婦人がん検診等を実施するとともに、  
25 健診の重要性の啓発及び受診勧奨を行っています。令和2年度<2020年度>は新型コロナウイルス  
26 感染症の影響で一部予定を変更したものの、オンラインでの両親学級開催など、ICTを活用し  
27 ながら事業実施しているものもあります。健診においては、若い世代の受診率向上を図ることが  
28 課題となっています。また、母子保健においては、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産  
29 婦と子どもの健康等について、妊娠期からの切れ目のない支援を行う体制づくりを行っています。

30  
31  
32  
33 **【基本的な考え方】**

1 男女が生涯にわたり健康的な生活を送る事ができるよう、性教育や思春期教育をはじめ、様々  
2 なライフサイクルの中で健康づくり支援を図ります。

3  
4 すべての人が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、母子保健事業から住民健診、がん  
5 検診をはじめとした保健事業について、ライフステージ別の状況を踏まえて実施するとともに、  
6 若い世代の健診受診率向上に努めます。

7 妊産婦や子どもについては、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、母子の健康保持・増進や  
8 子育て不安の解消等を図ります。また、女性については女性特有の病気もあるため、婦人がん検  
9 診の実施など支援を行います。

10 さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について広報・啓発  
11 を図ります。

### 12 【具体施策】

13 具体的な施策	施策の内容	担当課
①住民健診・がん検診の充実	すべての人が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がん検診の受診啓発を継続するなど性差に応じた支援を図ります。 また、住民健診や婦人がん検診などの重要性について若い世代への周知をさらに行い、受診率向上を目指します。	国保年金課
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理念について普及を図るため、情報提供を行います。	国保年金課
③妊娠期からの切れ目のない支援の推進	妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、親子健康手帳発行時の保健指導、栄養指導をはじめ、妊娠出産に関する健康相談、産後ケア、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。	こども課 国保年金課

### 14 【家庭・地域・職場に期待する役割】

#### 15 ○家庭では：

- 16 ・各種健診を必ず受けるようにしましょう。
- 17 ・妊娠出産期から子育て期においては、町の各種母子保健の取り組みを受けるとともに、気になることは相談して不安や悩みの解決をしていきましょう。
- 18 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について学ぶとともに、いつ何人子どもを産むか、  
19 あるいは産まないかを夫婦で話し合しましょう。

#### 20 ○地域では：

- 21 ・地域から健診受診の呼びかけを行うとともに、健康づくりのための取り組みを行いましょう。

#### 22 ○職場では：

- 23 ・従業員の健診受診を徹底するとともに、健康づくりのため、スポーツ大会やレクリエーション  
24

ン等の運動する機会を設けましょう。

### 【目指す将来像】

「(2)生涯にわたる健康づくりへの支援」で目指す将来像

- すべての人に健診等の保健事業が提供され、すべての人が健康的な生活を確保するとともに、妊娠出産から子育て期に至る切れ目のない支援を受け、健康で安心して子育てをできるまち

### (3)多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備

#### 【現状と課題】

地域社会においては、性別や年齢のほか、国籍、障害の有無、要介護状態の有無、認知症状の有無、家族形態など、様々な属性の方々が共に暮らしており、“属性”を超えて互いに認めあい、支え合いながら、私たちは日常生活を営んでいます。このような「多様性社会(ダイバーシティ)」は、人種・性別・年齢などに一切関係なく、すべての人々が自分の能力を活かしていきいきと社会参加したり、また安心して地域で暮らしていける社会のことですが、高齢者、障がい者、外国人等は、介護・介助が必要であったり、言葉や文化が違い理解できなかつたりと、支援を必要としている場合もあります。特に女性においては、支援が必要な上に、女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があり、防災、防犯、健康支援、生活支援、就労などにおいて、性別の観点も考慮した配慮が必要です。

令和3年度<2021年度>に実施した町民意識調査では、「多様性社会(ダイバーシティ)」という言葉の周知度は33.5%であり、用語だけではなく内容も知っているという回答は10.1%にとどまっています。

本町の各種事業・施策においても、「多様性社会」の認識を念頭に置きながら、すべての人が住みやすいと感じられ、また性別の観点も考慮した事業実施が必要です。

#### 【基本的な考え方】

すべての人が、多様性社会の中で互いを認めあい、支え合うことで、安心して暮らしていける本町となるように、各種支援やサービス提供を充実するほか、女性であることによる複合的な困難を解消できるように、配慮していきます。

1 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
① 高齢者が安心して暮らせる環境の充実	<p>すべての人が、高齢になっても介護を必要とせず、生きがいを持って暮らせるよう、生きがい活動の機会の確保や参加促進、介護予防事業の充実を推進します。特に90歳以上になると男女比で女性の占める割合が圧倒的に高く、認知症や介護が必要な割合も高まることから、女性が後期高齢者(75歳以上)になる前からの健康づくり・介護予防の推進を図ります。また、男性においては、介護予防等の生きがい活動への参加率が女性より低いことから、活動参加促進を図ります。</p> <p>また、高齢者への就労支援として高齢者に対する就労機会の拡大を事業所へ啓発するなど、定年を迎えても働きたいという方への働く環境の整備を図ります。</p>	保健福祉課 産業振興課
② 障がい者が安心して暮らせる環境の充実	<p>障がいを理由とする差別の解消の観点から、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合い、共に生きる地域づくりを推進します。</p> <p>障がい者が地域で安心して暮らすために、障害福祉サービスの充実、就労機会の確保、地域での障がいの理解、自立生活や意思決定支援等を推進します。</p> <p>また、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及び生活実態等に応じ、個別的な支援の必要性を踏まえたきめ細かい支援を図ります。</p>	保健福祉課

2  
3 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

4 ○家庭では：

- 5 ・高齢者、障がい者などが家庭や身近にいる時には、その方の状況を理解し、手助けをしたり、
- 6 必要な支援を利用したり、利用を促しましょう。
- 7 ・女性にしかわからない困難なことを意識して、高齢者、障がい者などが困っていると思われ
- 8 ることについて、気にかけてあげましょう。

9 ○地域では：

- 10 ・地域の中で、多様性について理解し、互いを認めあいながら共に地域活動を行いましょう。
- 11 ・障がいや認知症状などについて理解し、困っている人がいる時には相談に乗ったり、必要な
- 12 支援につなぐなど支え合いを意識しましょう。
- 13 ・女性にしかわからない困難なことを意識して、高齢者、障がい者などが困っていると思われ
- 14 ることについて、気にかけてあげましょう。

15 ○職場では：

- 16 ・多様な人が働きやすい職場環境、相談しやすい環境、職員間で理解し合える環境づくりに努
- 17 めましょう。

18  
19 **【目指す将来像】**

「(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備」で目指す将来像

● すべての人が、多様性社会の中で互いを認めあい、安心して暮らせるまち

#### (4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援

##### 【現状と課題】

近年は生活保護受給者数の増加や制度のはざままで貧困生活を送る生活困窮世帯の増加が社会問題となっています。また、沖縄県ではひとり親家庭が多く、特に母子家庭は、母親の就労による収入が男性より低い状況もあり、生活困窮に陥りやすいという課題もあります。

このような中で、平成27年<2015年>4月から施行された「生活困窮者自立支援制度」は、生活困窮者が自立生活を送れるように相談支援から就労へのつなぎや斡旋など、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行うものです。

本町においては、生活資金の貸し付けや就労の準備支援などにより、対象者の自立支援を図っています。

ひとり親家庭については医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援しています。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等とも連携し、就労支援等を行っています。

また、沖縄県は子どもの貧困率が全国で一番高く、子どもの貧困対策を重視していますが、最近はやングケアラーも社会問題となり、子どもの孤立対策も重要となっています。

本町では生活困窮世帯の孤立対策を率先して行っており、子どもの居場所事業を実施し孤立している子ども達やその世帯の支援を行っているほか、助産師と連携した若年妊産婦支援・若年妊婦の居場所事業を行い、子どもや保護者の気持ちに寄り添った支援を行っています。

##### 【基本的な考え方】

生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援等を行います。また、ひとり親家庭の自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援策を行います。

子どもの孤立対策である居場所事業、若年妊産婦への支援により、人とのつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。さらに、自立を目指す若者の自立支援に努めます。

##### 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①生活困窮世帯への自立支援	生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。	こども課
②ひとり親家庭への支援・自立の促進	母子父子家庭医療費助成事業の継続実施により、ひとり親家庭の負担軽減を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携のもと、自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援策の実施を図ります。	こども課
③子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援	教育委員会を含む各関係機関と連携し、子どもの居場所事業により孤立している子ども達やその世帯の支援を行います。	こども課

具体的な施策	施策の内容	担当課
の充実		
④若年妊婦に対する支援の充実	保健師や助産師と連携しながら、若年妊産婦への専門的な助言・指導による産前からの切れ目のない支援を行うとともに、生活困窮世帯の若年妊産婦に対して、安全安心な居場所を提供し、人とつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。	こども課 国保年金課
⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報	働く自信がないなどの悩みを持つ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・経済的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。	産業振興課

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18

**【家庭・地域・職場に期待する役割】**

○家庭では：

- ・隣近所のひとり親世帯や生活困窮世帯で困りごとを抱えている場合、相談先につなぐなど、気かけましょう。
- ・子どもの孤立対策で町が行っている支援(食事支援や学習支援)に参加できるときは参加してみましょう。

○地域では：

- ・地域のひとり親世帯や生活困窮世帯の把握に努め、見守りなど気かけたり、困りごとを抱えている場合は相談先や必要な支援へのつなぎを行いましょう。
- ・子どもの孤立対策として食事支援や学習支援を行ってみるなど、地域での孤立防止に努めましょう。

○職場では：

- ・ひとり親世帯が職場で働き、子育てと両立できるように職場環境を整えましょう。
- ・若者などが就労意欲を持って仕事に臨めるように、自立支援の観点から見守りが必要な時は気かけましょう。

**【目指す将来像】**

「(4)生活上の困難に直面するすべての人への支援」で目指す将来像

●生活上の困難に直面している町民が、法制度や地域の見守り・寄り添い・支え合いなどを受け、自立した生活を送れるまち

19  
20  
21

## 1 方針 4. 家庭生活と職場における男女共同参画の推進

### 2 (1) ワーク・ライフ・バランスと家庭生活における男女共同参画の推進

#### 3 【現状と課題】

4 女性の社会進出、女性の社会での活躍を推進する上では、男女共同参画の視点で、仕事と家庭  
5 の調和を図ることが重要であり、女性の社会参加とともに、男性の家事・育児への参画も必要で  
6 す。世界と比べ、日本では男性が家事・育児にかかわる時間が低くなっています。近年は家庭生  
7 活を大事にする男性が増えてきましたが、それでも家事育児は女性が中心という状況が続いてい  
8 ます。これは、日本における「男は仕事、女は家庭」という考え方が今も残っていることが要因  
9 の一つに挙げられますが、就労において男性の長時間労働がなかなか改善されない環境も一因と  
10 なっており、「男性の働き方改革」も、女性の活躍と併せて進めていく必要があります。

11 さらに、仕事と家庭の調和のためには、育児や介護を支援する制度の導入や職場の理解なども  
12 必要です。

13 令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、男女の平等観を見ると、学校教育の場では  
14 男女平等と感じている割合が50%を占める一方、職場では33.7%、家庭では30.5%と低くなっ  
15 ています。また、家庭での男女の役割分担については、男女ともに「必要に応じて男性も家事を  
16 行った方が良い」が47.0%、「男女は家庭でも平等に役割分担をする方がよい」が46.0%であり、  
17 社会生活を始めると、職場や家庭では学校教育の場と比べて男女共同参画が薄れた社会構造とな  
18 っており職場や家庭における理解と行動が進まなければ女性の活躍も達成されず、たとえ数字的  
19 に達成されたとしても、実際はワーク・ライフ・バランスが崩れた状態で「なんとかして」両立  
20 しているという、ひずみの中の達成でしかありません。

21 本町では、男女共同参画週間において、パネル展を開催し、ワーク・ライフ・バランスについ  
22 ての広報・啓発活動を行っています。また、保育所での通常保育をはじめ多様な保育サービス、  
23 幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等に努め、共働き家庭を中  
24 心とした仕事と家庭の調和のために寄与しています。さらに、男性の料理教室等を行い、家事へ  
25 の男性の参加を促す取り組みにも努めています。

#### 26 【基本的な考え方】

27 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれるよう、男女ともに働き方の見直しに  
28 ついて啓発を図ります。また、仕事と子育ての両立が容易となるように、子育てや介護を支援す  
29 る施設や多様なサービスの提供体制を充実します。

30 また、育児や介護への男性の介護参加を促進し、男女が共に育児や介護を担っていくように働  
31 きかけます。

32 教育の分野で取り組んでいる「家庭の日」や「家庭学級」の普及啓発とともに、家庭で家族が  
33 共に過ごす時間の確保及び父親の参加促進を図ります。

1 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	男女共同参画週間に「町民ホール」や「南風原ギャラリー」でワーク・ライフ・バランスについてのパネルを展示し、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれるよう、男女ともに働き方の見直しについて啓発を図ります。	企画財政課
②子育て支援の充実	仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、病児・病後児保育等の多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等を図ります。また、子育て支援センターの周知に努め、地域への子育て支援を図るとともに、男性の参加促進を働きかけます。	こども課
③介護サービス等の充実	仕事と介護の両立や、介護負担を軽減できる環境を整備するため、介護サービスの充実を図るとともに、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援を図ります。また、家族等の介護は女性が行っている割合が比較的高い傾向にありますが、男性の介護参加を促進し、男女が共に介護を担っていくように働きかけます。	保健福祉課
④男性に向けた各種研修会、講座等の開催	男性を対象とした料理教室や講座等の実施により家事能力の向上を図り、男性の育児や家事への積極的に取り組むことを啓発することで、家事・育児を男女で分担するきっかけ作りを支援します。	生涯学習文化課
⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進	マタニティ教室や両親学級への父親の積極的な参加を促し、出産から育児について両親でともに分かち合い、支えあっていけるように努めます。	国保年金課
⑥「家庭の日」の普及・啓発	各家庭でともに過ごす時間を持つように心がけることを推進するため、「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及運動の周知や、児童生徒に対し絵画・ポスターコンクールへの応募を働きかけます。	生涯学習文化課 学校教育課
⑦家庭学級の推進	各小・中学校PTAが中心となり開催する「家庭教育学級」に父親も参加できるよう環境づくりに努めます。併せて、男女共同参画をテーマにした学習機会の創出も働きかけます。	生涯学習文化課

2  
3 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

4 ○家庭では：

- 5 ・仕事と家庭のワーク・ライフ・バランスの取れた働き方・家庭のあり方を夫婦で共に考えて  
6 みましょう。  
7 ・家事や育児、介護を夫婦で共に行い、お互いの負担が軽減されるようにしましょう。

8 ○地域では：

- 9 ・地域でもワーク・ライフ・バランスについて考え、地域活動と仕事や家庭生活がバランスの  
10 取れたものとなるように努めましょう。  
11 ・地域の子育て家庭を支援するため、ファミリーサポートセンターのサポート会員への参画や、  
12 地域ぐるみによる子育て支援に努めましょう。



1 ○職場では：

- 2 ・一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を意識し、仕事とその他の生活を両立できる  
3 就業形態となるよう、労働条件・環境整備の向上に努めましょう。

4  
5 【目指す将来像】

「(1)ワーク・ライフ・バランスと家庭生活における男女共同参画の推進」で目指す将来像

- ワーク・ライフ・バランスが浸透し、家庭生活と仕事の調和がとれ、ゆとりある暮らしができるまち

6  
7  
8 (2)職場における男女平等の実現

9 【現状と課題】

10 職場においては、管理職に男性が多いほか、賃金や役職等の面で男女の差がいまだに見られる  
11 状況にあります。これには、女性の活躍の推進とともに、男性の働き方改革の推進も不可欠であ  
12 り、さらに育児や介護の担い手が女性に偏っていることも関係しています。

13 令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、職場における男女の差として、「賃金・昇  
14 進・昇格」や「人事配置」を挙げる声が比較的高くなっています。また、女性が仕事を持つこと  
15 についての考え方をたずねたところ、「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい」  
16 という回答が60.2%と大半を占めています。女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと  
17 としては、「労働時間の短縮や休日の増加など働きやすい労働条件」を挙げる声が55.0%でとて  
18 も高くなっているほか、「育児・介護休業制度」も36.8%で高くなっています。

19 本町では、役場及び商工会の協力を得て、チラシ・パンフレット等による職場における男女共  
20 同の周知広報と理解啓発、各種ハラスメントの周知を行っています。広報については、町内事業  
21 所にしっかりといきわたるように、新しい発信方法、情報の共有方法についても検討する必要が  
22 あります。

23 また、働く女性の妊娠出産、育児及び介護について、職場で配慮を行うように理解を図るほか、  
24 就労環境改善を町内事業所に働きかけるなど、一層の強化が必要です。

25  
26 【基本的な考え方】

27 雇用や待遇において、男女が等しく適切な評価を受けられるよう、男女雇用機会均等法等の普  
28 及・啓発を図るとともに、職場において育児や介護を支援する就労環境づくり、父親の育児参加・  
29 働き方の見直しについて、啓発を図ります。

30 また、経済的な支援やキャリア教育等により、貧困など生活上の困難に直面する男女への支援  
31 を図ります。

1 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
①男女の均等な雇用機会等の確保	職場において、採用・昇進・配置・研修等で、性別によって不利な扱いを受けることがないように、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。また、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて、「パートタイム有期雇用労働法」（令和2年<2020年>4月より施行）の普及・啓発を図ります。また、厚生労働省の「ポータルサイト」を活用した情報提供を行います。	総務課 企画財政課 産業振興課
②各種ハラスメント対策の周知	誰もが働きやすい職場環境としていくため、事業主に対し、職場の各種ハラスメント対策として雇用管理上講ずべき措置の周知を行い、認識の向上や適切な対処体制の構築等を促進します。	総務課 産業振興課
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いを受けないように、啓発を行います。	総務課 産業振興課
④育児・介護を支える職場環境の整備	仕事と家庭生活の両立に向けて、事業所に対し育児休業制度や介護休業制度の導入を働きかけるとともに、男女ともに育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを促進します。	総務課 産業振興課
⑤就労環境改善の啓発	就業環境の改善を図るため、労働時間等設定改善法、最低賃金等について町内事業所への広報・啓発を行います。 厚生労働省のイクメンプロジェクトサイトについて周知を図るなど、職場における父親の働き方の見直し、育児参加に関する啓発を行います。 また、仕事と家庭の調和について事業所への啓発を行います。	産業振興課
⑥女性の再就職支援に向けた情報提供	出産や子育てから手が離れた後の女性の雇用について、関係機関との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等を図ります。	企画財政課 産業振興課
⑦厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録	厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくり、広く町民へ情報提供を行います。	産業振興課
⑧働く男女の健康管理対策の実施	長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保や職場における健康管理を進めるとともに、事業所等への啓発を図ります。	総務課 産業振興課
⑨家族従業者への支援	農業などにおいて女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう家族経営協定の確立の普及を、関係機関と連携して普及・促進します。	産業振興課

2  
3 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

4 ○家庭では：

- 5 ・男性も可能な限り育児休業や介護休業の取得を図りましょう。

6 ○職場では：

- 7 ・男女を問わず育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりに努めましょう。
- 8 ・従業員一人ひとりの生活状況にも目を向け、育児、介護、ひとり親など、生活を支える視点
- 9 でも就労環境を合わせていけるような、柔軟な就労環境づくりに努めましょう。
- 10 ・セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場環境づくりに取り組みましょ

1 う。併せて、相談体制づくりに取り組みましょう。

2

3 【目指す将来像】

「(2) 職場における男女平等の実現」で目指す将来像

- 職場での男女平等が実現し、すべての人が不安なく、意欲をもって就労できる  
まち

4

5

# 1 Ⅲ. 推進体制

2 男女共同参画社会の実現は、本町のまちづくりを進める上で非常に大切なものです。  
3 そのため、本計画で位置づけた考え方を踏まえながら広範多岐にわたる施策を総合的かつ計  
4 画的に推進することが必要です。  
5 施策の推進のためには、町、町民、事業者がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとと  
6 もに、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。  
7 計画の推進にあたっては、以下の体制を構築し、計画の実効性の確保を図ります。

## 10 1. 町民との連携

11 男女共同参画社会の主体は町民であることから、行政機関のみならず、町民一人ひとりの意  
12 識改革や行動、事業者の自主的な取り組みなどが必要となります。そのため、地域や職域等で  
13 男女共同参画や人権問題等に関する調査、研究などの取り組みを行う団体の育成を支援し、町民  
14 との協働により各施策の推進を図ります。

15 また、町民及び事業者の責務を明らかにし、協働により男女共同参画社会を実現していくた  
16 めにも、令和3年度<2021年度>制定の「南風原町男女共同参画推進条例」について広報・啓発  
17 を行い、町と町民が一体となって男女共同参画を推進するように図ります。

## 20 2. 男女共同参画推進会議との連携

21 計画の推進にあたっては、町民等の声を聞き、本町の地域性や町民意識の現状及び意向を反  
22 映した施策の展開が重要です。本町においては、南風原町男女共同参画推進会議設置条例に基  
23 づく「南風原町男女共同参画推進会議」を設置しています。今後とも「南風原町男女共同参画  
24 推進会議」を中心に、毎年度、進捗状況を的確に把握し、点検・評価していくとともに、施策・  
25 事業の実施状況を踏まえ、より効果的な取り組み方策の検討を行います。

## 28 3. 庁内推進体制の充実・強化

29 本計画を推進するためには、町長以下庁内の職員全てが男女共同参画の意識を持つことが必  
30 要です。そのため、職員研修をはじめ様々な意識啓発の機会を設け、本計画に位置付けた施策  
31 が男女共同参画の視点を持って推進されるようにしていきます。

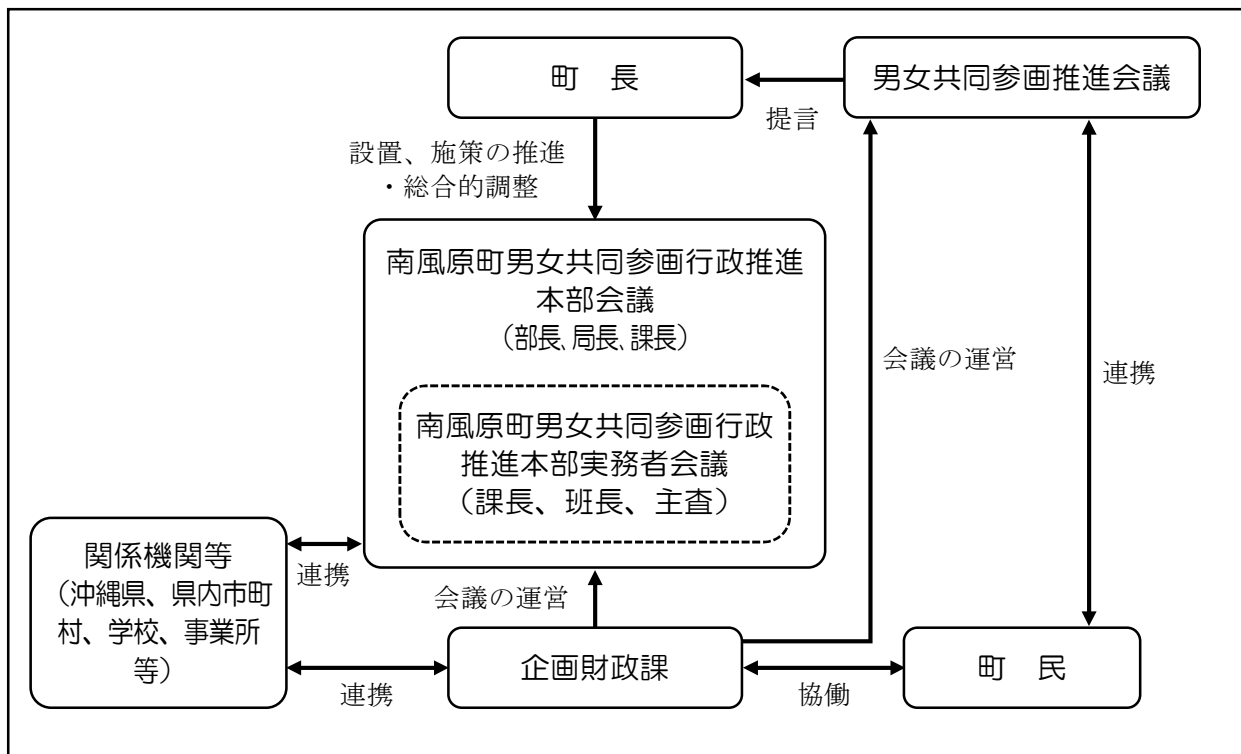
32 また、町での男女共同参画行政を推進するための体制として設置された「南風原町男女共同  
33 参画行政推進本部会議」については、その機能を最大限に発揮していくことができるよう定期  
34 的に開催していくとともに、充実・強化を図り施策や事業を効果的に推進します。

1 4. 関係機関等との連携強化

2 男女共同参画社会の形成に向け、沖縄県をはじめ、県内市町村、学校など、関係機関等との  
3 連携を強化していくことが必要です。学校における男女共同参画や多様性社会に関する教育・  
4 学習、町内事業所等でのワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点での働き方改善、D  
5 V防止や発生後の早期対応など、様々な分野で多機関連携が必要です。また、沖縄県男女共同  
6 参画センター“ているる”については、男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点として、男  
7 女共同参画に関する研修・講座の開催、各種情報の収集・提供、団体等の活動の場の提供、相  
8 談機能等を有していることから、本町の男女共同参画を推進する上でも連携強化が必要です。

9 そのため、関係機関等との連携強化や広域的な協力体制のもと、男女共同参画社会の実現に  
10 取り組みます。

11  
12  
13 【推進体制】



■ 第三次南風原町男女共同参画計画の施策体系の比較表

現計画	次計画（案）
<p><b>方針1 男女共同参画への意識づくり</b></p> <p>(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①多様な媒体を通じた広報・啓発活動</li> <li>②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発</li> <li>③第二次男女共同参画計画の周知</li> <li>④男女共同参画推進会議の充実</li> <li>⑤「まじゅんプラン」推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実</li> <li>⑥庁内推進体制の整備</li> <li>⑦男女共同参画条例の制定</li> <li>⑧女性問題解決のための国内外の情報の収集・提供</li> <li>⑨男女共同参画に関する実態の把握</li> </ul> <p>↳ ※別章で「計画の推進について」として移動</p> <p>(2) 固定的な役割分担意識の変革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①固定的な性別役割分担を意識させない教育の推進</li> <li>②学校教育でのジェンダー平等についての学習機会の充実</li> <li>③男女混合名簿の導入</li> <li>④主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進</li> <li>⑤男女平等教育に関する研修の充実</li> <li>⑥生涯学習における男女共同参画に関する学習機会の充実</li> </ul> <p>↳ 方針3 (1)⑤へ統合</p> <p><b>方針2 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備</b></p> <p>(1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①メディア・リテラシー育成講座の開催</li> <li>②学校教育での人権教育等の推進</li> <li>③DV・虐待等に対する情報提供の充実</li> <li>④DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実</li> <li>⑤要保護児童等対策地域協議会の充実</li> <li>⑥既存施設を活用したシェルター機能(一時保護所)の確保</li> <li>⑦住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施</li> </ul> <p>↳ 方針3 (1)へ移動</p> <p>(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民健診・がん検診の充実</li> <li>②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発</li> <li>③母性保護と母子保健の推進</li> <li>④性教育・思春期教育の実施</li> <li>⑤高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進</li> <li>⑥高齢者の雇用に関する支援</li> </ul> <p>↳ 方針3 (2)へ移動</p> <p>⑦男性が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知</p> <p>統合</p> <p>↳ 方針3 (3)①へ移動</p>	<p><b>方針1 男女共同参画への意識づくり</b></p> <p>(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①多様な媒体を通じた広報・啓発活動</li> <li>②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発</li> <li>③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知</li> <li>④SDGsを踏まえたジェンダー等多様性の啓発・理解</li> <li>⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発行</li> <li>⑥男女共同参画「Q&amp;A」の町ホームページへの掲載</li> </ul> <p>(2) 多様性を尊重するための教育・学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①幼児期におけるジェンダー教育の推進</li> <li>②児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進</li> <li>③主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進</li> <li>④保育、教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実</li> <li>⑤学校教育での人権教育等の推進</li> <li>⑥性教育・思春期教育の推進</li> </ul> <p><b>方針2 女性の活躍のための方策の推進</b></p> <p>(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上</li> <li>②役場女性職員の管理職等への登用促進</li> <li>③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施</li> </ul> <p>↳ 現計画の方針4 (1)が移動</p> <p>(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①女性リーダーの育成</li> <li>②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援</li> <li>③女性のための職業能力開発講座等の周知・広報</li> <li>④女性起業家への支援</li> </ul> <p>↳ 現計画の方針4 (2)が移動</p> <li>⑤SDGsを活用した女性のエンパワーメントの推進</li> <p>(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①町民の自治会活動等への参加促進</li> <li>②社会制度・慣行の見直しと意識づくり</li> </ul> <p>↳ 現計画の方針3 (2)が移動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③伝統芸能等における男女共同参画への理解促進</li> <li>④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用</li> </ul> <p>↳ 現計画の方針4 (1)⑤が移動</p> <li>⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実</li>

現計画	次計画（案）
<p><b>方針3 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり</b></p> <p><b>(1) 家庭生活における男女共同参画の推進</b></p> <p>①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し ④を②へ統合  ②子育て支援の充実  ③介護サービス等の充実  ④ファミリーサポートセンター事業の周知及び利用促進  ⑤男性に向けた各種研修会、講座等の開催  ⑥マタニティ教室等への父親の参加促進  ⑦「家庭の日」の普及・啓発  ⑧家庭学級の推進 ⑨を③へ統合  ⑨家族介護支援事業の充実</p> <p><b>(2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進</b></p> <p>①町民の自治会活動等への参加促進  ②社会制度・慣行の見直しと意識づくり  ③協働のまちづくりの促進</p> <p>↳ 方針2 (3) へ移動</p> <p><b>(3) 職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援</b></p> <p>①男女の均等な雇用機会等の確保  ②各種ハラスメント(セクハラ、パワハラ、マタハラ、バタハラ等)対策の周知  ③働く女性への妊娠中・出産後の配慮  ④育児・介護を支える職場環境の整備  ⑤父親の働き方の見直し・育児参加等への啓発 ⑤を⑥へ統合  ⑥就労環境改善の啓発  ⑦女性の再就職支援に向けた情報提供  ⑧働く男女の健康管理対策の実施  ⑨ひとり親家庭への支援・自立の促進  ⑩子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援体制の構築  ⑪若年期の自立支援に向けたキャリア教育等の充実  ⑫家族従業者への支援</p> <p><b>方針4 女性の能力を活かすための積極的方策の推進</b></p> <p><b>(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大</b></p> <p>①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上  ②役場女性職員の管理職等への登用促進  ③人材に関する情報の収集と発掘  ④民間企業・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施</p> <p>↳ 方針2 (1) へ移動  ⑤防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用  ↳ 方針2 (3) ④へ移動</p> <p><b>(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実</b></p> <p>①女性リーダーの育成  ②女性団体連絡協議会の設立支援  ③女性のための職業能力開発講座等の充実  ④女性起業家への支援</p> <p>↳ 方針2 (2) へ移動</p>	<p><b>方針3 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実</b></p> <p><b>(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶</b></p> <p>①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実  ②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実  ③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保  ④要保護児童等対策地域協議会の充実  ⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援  ⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施</p> <p>↳ 現計画の方針2 (1) が移動</p> <p><b>(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援</b></p> <p>①住民健診・がん検診の充実  ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発  ③妊娠期からの切れ目のない支援の推進</p> <p>↳ 現計画の方針2 (2) が移動</p> <p><b>(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備</b></p> <p>①高齢者が安心して暮らせる環境の充実  ↳ 現計画の方針2 (2) ⑤⑥が移動  ②障がい者が安心して暮らせる環境の充実</p> <p><b>(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援</b></p> <p>①生活困窮世帯への自立支援  ②ひとり親家庭への支援・自立の促進  ③子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援の充実  ④若年妊婦に対する支援の充実  ⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報</p> <p><b>方針4 家庭生活と職場における男女共同参画の推進</b></p> <p><b>(1) ワーク・ライフ・バランスと家庭生活における男女共同参画の推進</b></p> <p>①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し  ②子育て支援の充実  ③介護サービス等の充実  ④男性に向けた各種研修会、講座等の開催  ⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進  ⑥「家庭の日」の普及・啓発  ⑦家庭学級の推進</p> <p>方針4 (2) へ移動</p>

現計画	次計画（案）
<p><b>方針5 平和への貢献、国際協調と文化の創造</b></p> <p><b>(1) 平和の継承と発信</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平和特別授業の開催等の取り組みや平和交流の推進</li> <li>② 家庭・学校・地域における平和教育等の推進</li> <li>③ 平和事業の活動拠点を活かした事業の充実</li> </ul> <p><b>(2) 国際交流と伝統文化の継承</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国際交流事業の充実</li> <li>② 海外移住者子弟研修生受け入れ事業、海外青年派遣事業の実施</li> <li>③ 国際理解を深められる機会の創出</li> <li>④ 地域における伝統芸能・文化の継承</li> <li>⑤ 琉球絨、南風原花織(町の特産品)の担い手の育成支援</li> <li>⑥ 伝統工芸の発信と他産地との交流による発展</li> </ul>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>(2) 職場における男女平等の実現</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 男女の均等な雇用機会等の確保</li> <li>② 各種ハラスメント対策の周知</li> <li>③ 働く女性への妊娠中・出産後の配慮</li> <li>④ 育児・介護を支える職場環境の整備</li> <li>⑤ 就労環境改善の啓発</li> <li>⑥ 女性の再就職支援に向けた情報提供</li> <li>⑦ 厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録</li> <li>⑧ 働く男女の健康管理対策の実施</li> <li>⑨ 家族従業者への支援</li> </ul> <p>↳ 現計画の方針3(3)が移動</p> </div>
	<p>別章 計画の推進について</p> <p>方針1より計画推進に関する取り組みを移動し、項目を再編 (方針1(1)④⑥⑦⑨の移動)</p>



## 南風原町男女共同参画推進条例（案）

## （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現を目指すために、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、すべての人が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する者をいう。
- （3）事業者 町内において事業活動を行う全ての個人及び法人をいう。
- （4）教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- （5）自治会等 自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいう。
- （6）各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。
- （7）積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、現在不利益を受けている人たちに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （8）性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるが、「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。
- （9）ダイバーシティ 性別（多様な性を含む。）、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。

- (10) ワーク・ライフ・バランス すべての人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。
- (11) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあつた者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力（デートDVを含む。）又は虐待（子どもを巻き込んでの暴力を含む。）をいう。
- (12) 各種ハラスメント 性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。
- (13) その他家庭内の暴力 第11号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などのあらゆる形態の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) ダイバーシティの実現を目指し、すべての人が、個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障され、自分らしく暮らせる社会が実現されること。
- (2) すべての人が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人が、個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女共同参画の教育が実現されるよう配慮されること。
- (5) 家族を構成するすべての人が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、社会等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。
- (6) すべての人が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する

健康と権利が尊重されること。

(7) ドメスティック・バイオレンス及び各種ハラスメントなどによる人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。

(8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(町及び町民等の協働)

第4条 町及び町民等（町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう。以下同じ。）は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県及び町民等と相互に連携し、協力を図らなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 町は、町民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に則り、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に則り、すべての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に則り、能力、個性を生かせる教育及び男女共同参画の教育の推進に努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(自治会等の責務)

第9条 自治会等は、基本理念に則り、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮し、地域活動においては、男女共同参画の推進のための取組を行うとともに、町が実施する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

2 自治会等は、すべての人が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

(各種団体の責務)

第10条 各種団体は、基本理念に則り、その活動において、方針の決定、計画の立案等においてすべての人が、参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)

第11条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力など他人の人権を侵害するいかなる行為もしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第12条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する

南風原町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

6 町長は、男女共同参画計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

（施策の策定及び実施に当たっての配慮）

第14条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

（防災及び復興分野における措置）

第15条 町は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（家庭生活との両立支援）

第16条 町は、すべての人がともに家事、子育て、介護その他家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

（積極的改善措置）

第17条 町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

2 町は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡に努めなければならない。

（情報の提供及び理解を深めるための措置）

第18条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において適切な情報の提供、広報及び啓発活動を講じなければならない。

（実施状況の公表）

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

（調査研究）

第20条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査

研究を行わなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第21条 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(活動への支援)

第22条 町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

(推進会議)

第23条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策その他必要な事項を審議させるため推進会議を置く。

2 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」(令和4年3月策定)は、第13条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

# 南風原町男女共同参画推進条例（案）

## 【逐条解説】



南風原町

はじめに

国連においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」が提唱され、到達目標の一つに「ジェンダーの平等の実現」を達成することを盛り込み、「誰一人取り残さない社会」の実現のため、世界共通の目標として掲げられました。

我が国においては、日本国憲法によりすべての国民は個人として尊重され、また法の下に平等であるとうたわれ、男女平等の実現に向けて国際社会における取組とも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みがなされてきました。しかし、世界経済フォーラムが2021年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数2021」では前回調査（2020年）と比べてスコア、順位ともに、ほぼ横ばいでしたが、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国よりも低い結果となっています。

男女共同参画基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）の実現を目指しています。

南風原町においては、平成14年3月に男女共同参画の推進の指針となる「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。しかし、目指すべき社会にはまだ道半ばとなっており、この男女共同参画計画の実効性をより一層高めるとともに、施策を推進する際の法的支えとするために本条例を制定します。

条例の名称については、男女共同参画社会の形成を推進するための基本的理念や目指すべき姿が、男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）及び沖縄県男女共同参画推進条例を基本としていることを踏まえ、「南風原町男女共同参画推進条例」としています。

第1条から第12条までは、目的や基本理念など条例の核となる部分で、基本的な考え方を定めています。第13条から第23条までは、町の基本的施策について定めています。第24条には委任について定めています。



## 条例の構成

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (基本理念)
- 第4条 (町及び町民等の協働)
- 第5条 (町の責務)
- 第6条 (町民の責務)
- 第7条 (事業者の責務)
- 第8条 (教育関係者の責務)
- 第9条 (自治会等の責務)
- 第10条 (各種団体の責務)
- 第11条 (性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)
- 第12条 (公衆に表示する情報に関する配慮)
- 第13条 (男女共同参画計画)
- 第14条 (施策の策定及び実施に当たっての配慮)
- 第15条 (防災及び復興分野における措置)
- 第16条 (家庭生活と両立支援)
- 第17条 (積極的改善措置)
- 第18条 (情報の提供及び理解を深めるための措置)
- 第19条 (実施状況の公表)
- 第20条 (調査研究)
- 第21条 (男女共同参画推進月間)
- 第22条 (活動への支援)
- 第23条 (推進会議)
- 第24条 (委任)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現を目指すために、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進<sup>①</sup>し、すべての人が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

【解説】

本条は、男女共同参画を推進するために、条例の制定目的を定めています。

平成11年6月に公布施行された基本法第9条において地方公共団体の責務が定められており、国の施策に準じた施策及び地域の特性に応じた施策を展開することが求められています。この規定に基づき、南風原町では平成14年3月に「南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)」を、平成24年3月に「第二次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)」を策定し取り組んできました。この男女共同参画計画の実効性をより一層高めるとともに、施策を推進する際の法的支えとなるのがこの条例となります。

男女共同参画社会の実現には、社会全体で取り組んでいかなければなりません。そのために、町(行政)も各種の施策を実施しますが、その施策の実施だけではなく、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体が一体となって取り組むことが重要であり、その取組の基本理念、それぞれの責務、町の実施する施策の基本的事項を条例の中で定めています。

<用語解説>

①「総合的かつ計画的に推進」

本条例においては、第13条から第23条に規定する推進体制を指しています。

「総合的」とは、基本法に準じた施策を町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体と連携しながら推進していくことをいいます。

「計画的」とは、行動計画の実施施策がその中心になることをいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員<sup>①</sup>として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって<sup>②</sup>社会のあらゆる分野<sup>③</sup>における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ<sup>④</sup>、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行うすべての個人及び法人をいう。
- (4) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (5) 自治会等 自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいう。
- (6) 各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。
- (7) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、現在不利益を受けている人たちに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) 性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるが、「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。
- (9) ダイバーシティ 性別（多様な性を含む。）、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
- (10) ワーク・ライフ・バランス すべての人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。
- (11) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力（デートDVを含む。）又は虐待（子どもを巻き込んだ暴力を含む。）をいう。
- (12) 各種ハラスメント 性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。
- (13) その他家庭内の暴力 第11号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する継続的な身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などのあらゆる形態の暴力をいう。

#### 【解説】

本条は、本条例で用いられている用語で、重要な用語の意義を定めています。

(1) 「男女共同参画」とは、すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。「すべての人」とは、男性・女性の二つの性別だけでなく、性的マイノリティ（性的少数者）も含め、子ども、大人、障がいのある人もない人も、様々な立場の人を示しています。「社会の対等な構成員」とは、すべての人が本質的に社会の責任ある構成員であり、権利と義務の対等な関係をもっているということを示しています。「自らの意思によって」とは、活動等に参加するのは主体的な選択によるも

のであり、強要されるものではありません。「社会のあらゆる分野」とは、職場、地域、学校及び家庭などのあらゆる分野のことをいいます。「参画」とは、単に参加することだけでなく、方針や企画の立案、決定などの意思決定に参加するということを意味します。

(2)「町民」とは、町内に居住する者、町内にある事務所又は事業所で働く者、町内にある学校で学ぶ者とし、国籍等については問いません。条例の効力はその自治体内に限定されているので、条例における「町民」は南風原町に住所を有する人（住民）のことを原則指しますが、この条例を制定する趣旨が、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体がそれぞれの役割を担い、協働して男女共同参画を推進することなので、条例全体を通して「町民」として広く捉えています。

(3)「事業者」とは、営利目的あるいは公益目的にかかわらず、町内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人、法人その他団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社・事業所だけでなく、その集合体である商工会なども含みます。事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、町民としての立場以上に他者に与える影響が大きいことを踏まえて、特に町民と分けて規定しています。

(4)「教育関係者」とは、町内において学校教育、社会教育、その他のあらゆる教育に携わる者を言います。男女共同参画の教育はあらゆる分野で行われなければなりません。男女共同参画の推進に当たっては次世代への教育が行われる場に携わる者の責務は大きく、その理念に配慮した教育を行う事を求めています。

(5)「自治会等」とは、自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいいます。すべての人が、互いに個性を活かし、地域で活動していくためには、地域の政策方針決定過程の場に積極的に参加できることを求めています。

(6)「各種団体」とは、PTA、青年会、女性会、老人会、子ども会、ボランティア団体やサークル団体などの自発的に社会活動を行っている団体をいいます。すべての人が、互いに個性を活かし活動していけるよう政策方針決定過程の場に積極的に参加できることを求めています。

(7)「積極的改善措置」とは、様々な分野で既に社会的・構造的な格差がある場合、必要な範囲において、現在不利益を受けている人たちに対して、作為的に法的な保護（活動に参画する機会を積極的に提供する等）を与えることにより、対等な関係になるようにすることをいいます。

(8)「性別による固定的役割分担意識」とは、男女を問わず個人の考えや能力によって決めることが重要であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に考えることをいいます。

(9)「ダイバーシティ」とは、「多様性」という意味で、性別（多様な性を含みます。）や国籍、年齢などの多様性を認め、尊重するという考え方をいいます。

(10)「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事と生活の調和のことで、誰もが仕事、

家庭生活、地域活動、個人の自己啓発、その他活動について、自らの希望に沿った活動ができる状態をいいます。

(11)「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことです。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定されている「暴力」には、「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく、「大声でどなる」といった精神的暴力や「性的な行為を強要する」などの性的暴力も含まれます。また、ここでいう「配偶者等」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚の場合や離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。また、若年層で問題になっているデートDVなども含まれます。

(12)「各種ハラスメント」とは、性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいいます。

各種ハラスメントには、セクハラ、マタハラ、パタハラ、パワーハラやモラハラのほか、近年話題となっているジェンダー・ハラスメントやSOGI（ソジ）・ハラスメントなど全てのハラスメントが含まれます。

「セクシャル・ハラスメント（セクハラ）」とは、性的な嫌がらせを意味し、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言葉や行為をいいます。いわゆる暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当します。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、わいせつな写真の掲示など様々なものが含まれます。

「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」とは、妊娠・出産・育児休業などを理由とした解雇・減給・降格などの不利益な取扱いをいいます。「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）においては、婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止を定めています。

「パタニティ・ハラスメント（パタハラ）」とは、育児をするために育児休業や時短勤務などの制度を希望、あるいは利用する男性職員が、同僚や上司といったほかの職員から嫌がらせの行為をされたり、制度利用を邪魔されたりすることをいいます。

「パワー・ハラスメント（パワーハラ）」とは、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことをいいます。職場におけるパワー・ハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

「ジェンダー・ハラスメント」とは、男らしく、女らしくなど、社会通念上の性別役割分担意識をもとにして、あるべき発言や行動をとるよう圧力をかけるハラスメントのことをいいます。

「SOGI（ソジ）・ハラスメント（ソジハラ）」とは、性的指向や性自認に関連した、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせを行うことや、望

まない性別での学校生活・職場での強制異動、採用拒否や解雇など、差別を受けて生活上の不利益が生じることといいます。

<用語解説>

①「社会の対等な構成員」

男女双方とも本質的に社会の責任ある構成員であり、男女が権利、義務の対等な関係を持っているということを指しています。

②「自らの意思によって」

「活動等に参加する」のは「自らの意思によって」という主体的な選択によるものであり、強要されるものではないことを指しています。

③「社会のあらゆる分野」

職場、地域、学校、家庭などのあらゆる分野のことを指しています。

④「均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ」

性別等によって利益に違いが生じるのではなく、その個人の能力によって均等に参画する機会が確保されることにより、個人の能力に応じて均等に利益を享受できることを指しています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) ダイバーシティの実現を目指し、すべての人が、個人として尊重①され、差別的取扱いを受けることなく②、様々な場面で個人としての能力を発揮できる機会が確保され③、平等・対等な立場が保障され、自分らしく暮らせる社会が実現されること。

(2) すべての人が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行④が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) すべての人が、個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女共同参画の教育が実現されるよう配慮されること。

(5) 家族を構成するすべての人が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下⑤、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし⑥、かつ、職場、社会等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。

(6) すべての人が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(7) ドメスティック・バイオレンス及び各種ハラスメントなどによる人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。

(8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組<sup>⑥</sup>と協調の下に行われること。

#### 【解説】

本条は、基本理念として男女共同参画を多方面から推進する上での基本的な考え方として、8つの基本理念を定めています。

「男女共同参画は人権の問題」というのが本条例の基本的な立場です。基本的人権とは、人間が人間として生きていく上で不可欠な権利であり、それは法により守られなければならないなりません。

(1) 基本的人権の尊重を目指して、一人ひとりが人間性を持つ自立した人格的存在として捉え、この人格的存在が傷つけられたり破壊されたりしないようにするということです。一人ひとりの人間性は、能力や性格などがみんな違うため、その違いを認め合える社会を目指すことを理念としています。

#### <用語解説>

##### ①「個人として尊重」

個人としての人格が尊重されることなどを指しています。

##### ②「差別的取扱いを受けることなく」

日本国憲法第14条にも「法の下での平等」が規定されており、男女差別をなくしていくことは重要な理念となっていることを指しています。また、「差別的取扱いをしないこと」という行為者目線ではなく、「差別的取扱いを受けることなく」という行為の受け手に着目しており、差別の意図の有無にかかわらず、差別的扱いをうけないことを指しています。

##### ③「個人としての能力を発揮できる機会が確保され」

男女共同参画社会は、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。あらゆる分野における活動に参画するにあたっては、社会的、文化的に形成された性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることを指しています。

(2) 性別によって固定的な役割を求める意識やそれに基づく慣行などが依然として社会のあらゆる分野において残っていて、男女それぞれの活動が規制されることがあります。「男は仕事、女は家庭」といった男女の性別による役割に対する固定的な考え方や制度、慣行がまだ見受けられます。社会的及び文化的に形成された性別による差別は、目には見えず、人々の意識の中に隠れ、あるいは日常の慣行として現れるので、わかりにくい存在です。そのため、性別による社会的及び文化的に形成された差別をなくすこ

とを理念としています。

#### <用語解説>

##### ④「社会の制度又は慣行」

性別によって、昇給や昇格、仕事の内容について差別されることや、出産や育児のための休暇を取得したことによって、職場復帰が困難になったなどの制度上の問題や、地域活動において女性を役員にしないなど、合理的な理由や根拠がないにもかかわらず特定の人を排除したり、制限したりすることなどの慣行のことをいいます。

(3) すべての人が、あらゆる分野において政策や方針の立案、決定、実施等に対等な立場で参画し、それぞれの視点からの意見等を反映させる機会を確保することを理念としています。あらゆる分野とは、政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野のことであり、公的分野・私的分野の両方を含むものです。

(4) すべての人が、男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の土壌を育てることが必要です。このためには、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育や男女共同参画の教育を行い、町民の意識や価値観を変えていく必要があります。そのためには、教育は大きな影響力を持っており教育分野の果たす役割は極めて重要です。教育に携わる者は誰もが男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことを理念としています。

(5) すべての人が互いに協力し、働き続けることができ、社会の支援を受けながら、「家庭生活における活動」と「社会生活における活動」を両立できることは、社会経済の活動を維持していく上で重要です。現在、家事・育児・家族の介護などの「家庭生活における活動」の多くを女性が担っている状況があり、男性の家庭参画が少ないことから、男性にとっても、家庭生活や地域生活に目を向けることは、高齢期を含めた生活を充実したものとするための重要な課題となっています。すべての人が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等が両立できるように配慮する必要があります。

#### <用語解説>

##### ⑤「社会の支援の下」

社会の支援としては、保育所の充実、学童保育の充実、労働時間の短縮、育児・介護休業を取得しやすくするための環境整備、ホームヘルパーの充実、介護保険制度など様々な情報提供サービスなどのことをいいます。

##### ⑥「役割を円滑に果たし」

子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立につ



いては、家族間で話し合い、役割を分担し、互いに助け合って男女共同参画を進めていくことを意味しています。

(6)「性と生殖に関する健康と権利」とは、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とい、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを理念としています。女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。妊娠や出産については、男女でそれぞれよく話し合っ決めて、男女それぞれが生涯にわたり健康な生活を送れるようにすることを規定しています。

(7) ドメスティック・バイオレンスに見られるような、男女間での暴力は死に至る暴力にまで発展する危険なものです。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力も含まれます。暴力を振るわれないということは、人間にとって「人格」「身体」における極めて基本的な権利といえます。また、セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど性的嫌がらせを含む暴力の背景には、相手の人権を軽視する意識があるといえます。このような暴力は、人権侵害であり、男女共同参画を阻むものです。その根絶を目指すことは男女共同参画の基本的な課題となっています。

(8) 日本における男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の取り組みと連動して進められてきました。本町においても国や県と歩調をあわせながら、情報収集や情報提供に努め、取り組みを進めることを理念としています。

#### <用語解説>

##### ⑦「国際社会における取組」

女子差別撤廃条約、世界女性会議の成果（行動計画等）、国連総会での「女性に対する暴力撤廃宣言」等の国連の活動、ILOの活動、SDGsなどが挙げられます。

##### (町及び町民等の協働)

第4条 町及び町民等（町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう。以下同じ。）は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働<sup>⑩</sup>して行わなければならない。

##### 【解説】

本条は、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体が相互に連携協力し合い、協働で男女共同参画の推進を図ることを定めています。

<用語解説>

①「協働」

「協働」とは、まちづくりや地域が抱える課題・問題を解決する主体として町（行政）と町民等が相互に補完し、協力し合うことをいいます。

(町の責務①)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)②を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県及び町民等と相互に連携し、協力を図らなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 町は、町民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために町の責務を定めています。男女共同参画の推進に関する施策の総合的な策定と実施、財政上の措置、他機関との連携等、本町にかかわる男女共同参画の推進に先駆的な役割を担うことを義務として定めたものです。

<用語解説>

①「責務」

本条項以下、第10条までをそれぞれ町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の「責務」という表題にしています。男女共同参画の推進は、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体が協働して取り組まなければならないため、それぞれが当事者として主体的に責任を分担する必要があることから「責務」としています。

②「男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)」

「男女共同参画の推進に関する施策」とは、「男女共同参画」を促し、推進するために効果のある施策一般のことです。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念に則り、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努め①なければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために町民の責務を定めています。町民の基本姿勢について規定したもので、男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが男女共同参画を理解し、基本理念に則り日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。男女共同参画の推進を実効性あるものとするためには、町民の自主的な取り組みを期待し、町が実施する施策に協力する役割を求めています。

#### <用語解説>

##### ①「男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努め」

各人が差別的な扱いをしないように心がけること、家庭において家族を構成する男女が互いに協力し合うこと、家庭、地域、事業活動等の中で固定的な役割分担意識に基づく慣行を見直すなどのことをいいます。

#### (事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に則り、すべての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保①するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

#### 【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために事業者の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、雇用を伴う事業所がすべての人に均等な機会及び待遇を確保していかなければなりません。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、本人が努力するだけでなく、事業者も労働者が仕事と家庭の両立を図りやすくなるように、労働条件等の職場環境を整え、育児、介護に性別等にかかわらず共に携わることができるよう労働者への情報提供や町が実施する施策への協力について規定しています。さらに、ワーク・ライフ・バランスを実現している事業者に対しては、更なる推進（ワーク・イン・ライフ等）に努めるよう定めています。

#### <用語解説>

##### ①「雇用上の均等な機会及び待遇を確保」

労働者が均等な雇用の機会を得ることや、一人ひとりの能力や仕事に対する意欲によって、均等な待遇を受けられるようにすること、事業所の制度や方針において差別をなくしていくということをいいます。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に則り、能力、個性を生かせる教育①及び男女共同参画の教育の推進に努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために教育関係者の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、教育及び学習の果たす役割は極めて重要で、男女共同参画の教育はあらゆる分野で行わなければなりません。学校教育だけではなく社会教育などいろいろな場面が想定されます。特に、男女共同参画の推進に当たっては、次世代への教育が行われる場に携わる者の責務は大きく、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要でその協力について規定しています。

<用語解説>

①「能力、個性を生かせる教育」

一人ひとりの能力や個性を生かせるような教育を行い、男女共同参画社会の実現のために学校教育や社会教育の場で教育を行っていくということをいいます。

(自治会等の責務)

第9条 自治会等は、基本理念に則り、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在①であることを考慮し、地域活動においては、男女共同参画の推進のための取組を行うとともに、町が実施する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

2 自治会等は、すべての人が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために自治会等の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、地域活動を促進する自治会等が男女共同参画を理解し積極的に関与することが必要です。また、町内には、いまだ性別による固定的役割分担意識とそれに基づく慣行が残っているものがあります。町民の意識改革とともに自治会等においても協力が不可欠であると考えます。

<用語解説>

①「地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在」

自治会等の組織の役員などが男性優先に決定しているなど慣行に基づく事例があるため、担い手となる人材を積極的に取り込むということをいいます。

(各種団体の責務)

第10条 各種団体は、基本理念に則り、その活動において、方針の決定、計画の立案等においてすべての人が、参画する機会①を確保するよう努めなければならない。

2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条の基本理念を実現するために各種団体の責務を定めています。男女共同参画の実現のためには、自発的に社会活動を行っている各種団体（PTA、青年会、女性会、老人会、子ども会、ボランティア団体やサークル団体など）が男女共同参画を理解し積極的に取り組むことが必要です。各種団体が地域社会に果たす役割を期待するものです。

<用語解説>

①「参画する機会」

各種団体の方針決定、企画立案の過程から参画する機会を積極的に取り組むことをいいます。

(性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)

第11条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力など他人の人権を侵害するいかなる行為①としてはならない。

【解説】

本条は、性別等による人権侵害行為等を家庭、職場、学校、地域社会などの社会のあらゆる場において、誰もが行ってはならない行為として定めており、関連する法律でも禁止が明記されています。また、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力など、他人の人権を侵害するいかなる行為について、町民だけでなく、旅行者や一時的に町に来ている方など、あらゆる人が行ってはならない行為であるため、条文の主語を「何人も」としています。

<用語解説>

①「他人の人権を侵害するいかなる行為」

ここでいういかなる行為とは、  
身体的暴力・・・殴る、蹴るといった直接的に身体に危害を加えるなどの行為  
精神的暴力・・・脅す、罵る、無視するなど心ない言動により相手を傷つけるなどの行

為

性的暴力・・・性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなどの行為  
経済的暴力・・・生活費を渡さない、借金を重ねるなど金銭的に追い詰める行為  
言動的暴力・・・相手の人格等を傷つける言葉などの行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第12条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

【解説】

本条は、公衆に表示する情報に関して性別を理由とする人権侵害を正当化したり助長させたりすることがないように配慮することを定めています。ポスター、広告、パンフレット、インターネットなど公衆に表示する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼす可能性があります。表現の自由は、憲法に保障された権利であり、尊重されるべきですが、性別による固定的役割分担及び男女の人権侵害などを正当化したり助長させたりする表現や過度の性的表現は、抑制されなければなりません。過度の性的表現は、それ自体がセクシャル・ハラスメントにもなります。町はもとより、民間のメディアや個人が発信する情報も含め、人権を尊重した表現を行うよう留意することを定めています。

(男女共同参画計画)

第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策①を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 町長は、男女共同参画計画②を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置③を講じなければならない。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する南風原町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。

4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

6 町長は、男女共同参画計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、男女共同参画計画の基本計画策定について定めています。基本法第14条第3項では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案し

て、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。」と定められており、本町でも平成24年3月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定しています。男女共同参画の推進に関する施策は、教育、人権及び保健福祉など広範多岐の分野にわたり、それらが相互に関連し合っています。そのため、男女共同参画に関するさまざまな施策を総合的に推進するためには、その基本となる計画が必要です。本計画は、町のさまざまな施策を体系的に整理し、その総合的な推進を図ることを目的として策定する行政計画ですが、そこに掲げる目標は、町だけでなく、町民等がそれぞれ主体的に男女共同参画を推進することによって達成が可能になります。

そのため、計画の策定に当たっては、南風原町男女共同参画推進会議（第23条参照）の意見を聴くとともに、町民等の意見を反映させることが求められています。

#### <用語解説>

##### ①「男女共同参画社会の推進に関する施策」

本条例においては、第5条に規定する積極的改善措置を含む町の施策を指しています。

##### ②「男女共同参画計画」

本町では、平成14年3月に「南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）」を、平成24年3月に「第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）」を策定しており、これに基づき様々な施策を実施しています。

##### ③「必要な措置」

パブリック・コメント（意見公募）等のことを指しています。

（施策の策定及び実施に当たっての配慮）

第14条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

#### 【解説】

本条は、あらゆる施策の策定及び実施する際には、男女共同参画社会の推進に配慮すべきであると定めています。

基本法第15条「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。」の規定を受けて、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（高齢者福祉、子育て支援、教育、防災など）について、それらを策定し実施するに当たっては、男女共同参画の視点を取り入れることが求められています。これにより広範な男女共同参画の推進が可能となります。

(防災及び復興分野における措置)

第15条 町は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点到配慮して取り組むよう努めなければならないと定めています。

防災及び復興分野における男女共同参画の推進については、国の男女共同参画基本計画において、「防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。」と明記されました。また、東日本大震災復興構想会議の「復興への提言」（平成23年6月25日）においても、「とりわけ、男女共同参画の視点は忘れてはならない」と提言されています。災害発生という非常事態における緊急対応には、日常における性別による固定的な役割分担意識が顕在化しがちです。その背景には、防災対策に女性の立場からの視点が入っていないこと、女性や世話がが必要な子ども、高齢者等への配慮が足りないこと、さらには、平時における防災の検討や避難所運営など災害の現場における意思決定に女性が参画していないことが挙げられます。そのため、町は、男女共同参画の視点から課題等を抽出し、今後の防災及び復興分野における男女共同参画の取組に努めることを定めています。

(家庭生活との両立支援)

第16条 町は、すべての人がともに家事、子育て、介護その他家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

【解説】

本条は、すべての人が家庭生活と仕事や地域などでの社会生活を両立していくために町が情報提供など、必要な支援を行うことに努めなければならないと定めています。国の男女共同参画基本計画において、「仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。」としています。家庭生活と様々な社会的活動との両立は、家族が協力し合うことが大切であることから、町は子育て及び介護が必要な人はもとより、その必要が生じる以前から多様なサービスの整備などの環境を整えるとともに情報提供など両立支援に努めることを定めています。なお、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に子どもが行っている「ヤングケアラー」の問題もありますが、本条文ではそれを助長するものではなく、それぞれのライフステージにより両立の意味は異なります。



(積極的改善措置)

第17条 町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

2 町は、附属機関等①の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡に努めなければならない。

【解説】

本条は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、男女の均衡を図るため積極的改善措置を講ずるよう努めることを定めています。

町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供や相談、助言を求められたときには、支援を行うことを定めています。

基本法第5条で「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。」と定められていることから、本町においても、男女それぞれの個性や意見が幅広く反映されるよう、さまざまな意思・方針決定の場に女性の登用を積極的に推進することを定めたものです。

<用語解説>

①「附属機関等」

名称の如何を問わず「法律又は条例に基づく附属機関」「規則、規程、要綱等に基づき設置される審議会等」を指しています。

(情報の提供及び理解を深めるための措置)

第18条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の理解を深めるため、あらゆる分野において適切な情報の提供、広報及び啓発活動を講じなければならない。

【解説】

本条は、男女共同参画の推進について、町民等に理解を深めるための措置を定めています。男女共同参画の推進については、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体のあらゆる分野において理解を深めることが必要不可欠であることから情報提供、広報、講座開催等の啓発活動を行っていく必要があります。

(実施状況の公表)

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

【解説】

本条は、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況について公表することを定めています。公表の方法は、広報、ホームページ等で行います。町が取り組む男女共同参画社会の推進に関する施策の実施状況の公表は、男女共同参画に対する町民等の意識や関心を高めるとともに、町民等の声を施策に反映させていく上で必要であり、男女共同参画計画の実効性をより高めていくものと考えます。

(調査研究)

第20条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

【解説】

本条は、男女共同参画計画に基づく必要な調査研究を定めています。男女共同参画を効果的に推進していくためには、国内外の動向や町の様々な分野における施策の状況、町民等の意識を把握し反映させていく必要があります。このため、本条では町が調査研究を行うことを定めています。

(男女共同参画推進月間)

第21条 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進月間を設ける。  
2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

【解説】

本条は、南風原町における男女共同参画推進月間を毎年6月と定めています。本町の男女共同参画の基本理念や計画の目的、内容、現状等について町民等の理解を深め、男女共同参画の促進を図るため、この月間において、広報活動や各種事業等を実施します。

(活動への支援)

第22条 町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するために必要な措置を定めています。町は、町民等の主体的かつ継続的な活動に対し助言、資料又は情報の

提供、講師の派遣等の必要な支援を行うことを定めています。

(推進会議)

第 23 条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策その他必要な事項を審議させるため推進会議を置く。

2 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める①。

【解説】

本条は、推進会議を設置するために必要な事項を定めています。この推進会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関で、男女共同参画社会の実現に関する問題及びその施策のあり方に関することや男女共同参画社会の実現に関する推進計画の進捗に関することについて審議します。

<用語解説>

①「別に定める。」

本町では、「南風原町男女共同参画推進会議設置条例」で、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めています。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

【解説】

本条は、条例の施行に関する事項について委任を規定したものです。

条例の施行に関して必要な事項について町長が定めた規則等へ委任することを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」(令和 4 年 3 月策定)は、第 13 条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。